

令和6年度

# 法令研修資料

【地域教材】

東北運輸局岩手運輸支局 監修  
(一社)岩手県自動車整備振興会 刊

## 目 次

1. 審査事務規程の一部改正等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～P 5
  - ・ 第 5 1 次改正、第 5 2 次改正、第 5 4 次改正、第 5 6 次改正、第 5 7 次改正
  
2. 自動車技術総合機構からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6～P 10
  - ・ 不正改造車を排除する取り組みの実施結果
  - ・ 令和 5 年度の不当要求行為について
  
3. OBD 検査の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11～P 18
  
4. 自動車特定整備制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19～P 36
  
5. 告示、通達改正関係(プレスリリース)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 37～P 69
  
6. 近年の整備事業者の処分一覧(東北運輸局管内)・・・・・・・・・・・・・・・・ P 70～P 73
  - ・ 指定整備事業者の処分状況一覧表
  
8. その他資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 74～P 79
  - ・ 重要なお知らせ！！タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ
  - ・ 車検証の電子化の周知用リーフレット
  - ・ OBD 検査の開始に伴う指定整備記録簿の変更について

## － 審査事務規程の一部改正について（第 51 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 5 年 9 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS（Adjustable Ride Height Suspension System）を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]
  - 乗車定員 10 人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]
  - 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]
2. OBD 検査に係る取扱い等の新設 [4-10、9-15 等]  
OBD 検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。  
※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 審査事務規程の一部改正について（第52次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
- 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。
  - 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第714号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

### 3. 施行日

令和5年9月22日

## － 審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 5 年 12 月 21 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウェット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
  - 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、7-25、8-25、様式 16]
  - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
  - 細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添 2]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## － 審査事務規程の一部改正について（第 56 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
  - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
  - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、8-105 の 2]
2. 新車の指定自動車等について、第 7 章の規定によらず第 6 章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## － 審査事務規程の一部改正について（第57次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和6年8月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。[9-3]
2. 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。[9-8]

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和5年度）

〔カスタムカーショーで13台の出展車両に注意喚起〕  
〔自動車用品店で67件の自動車部品・カー用品に注意喚起〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、不正改造車の排除を目的として、平成18年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

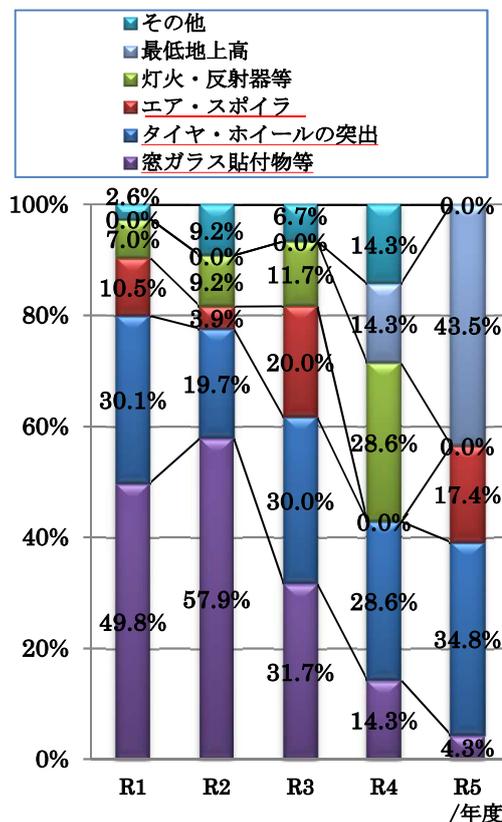
今般、令和5年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

### ◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

令和6年1月から2月に開催された2カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又はおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

出展車両1,553台（主催者発表）のうち、保安基準不適合のおそれがあるとして指導をした車両は13台（文書：3件、口頭：10件）、延べ23件箇所ありました。内訳は、窓ガラスへの貼付物等、タイヤ・ホイールの突出及びエア・スポイラで全体の56%を占めました。

装置別の不適合箇所数内訳



※タイヤ・ホイールの突出



※会場の様子

## ◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

令和5年7月から10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの18店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で67件(前年度98件)見受けられたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

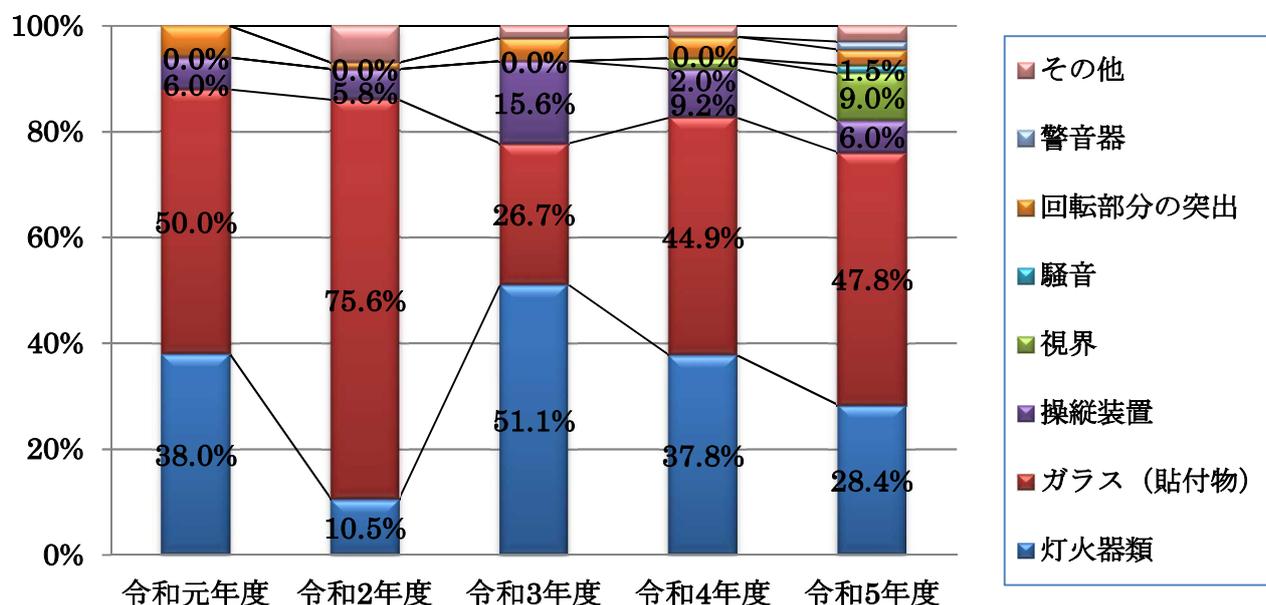
注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は8種類あり、その中で最も多かったものは、「窓ガラス貼付物等」の32件でした。

最近はドライブレコーダーの普及が進み、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれがあり、販売店舗に適切な表示等を要請し自動車ユーザーの理解を促しました。

保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付する補助ミラー、ドライブレコーダー又は窓ガラス用カーテンが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係	LEDを使用し点滅する灯火、赤色反射器について装着方法によっては基準に適合しないおそれがある
・車枠・車体関係	ホイールスペーサー、ホイールカバーの装着方法によっては基準に適合しないおそれがある

保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



これらの啓発活動も19年目を迎え、カスタムカーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、今年度も引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話：03-5363-3441(代表)

FAX：03-5363-3347

## 令和5年度の不当要求行為は68件発生

～ 機構職員に対する暴力行為は3件発生～

令和5年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国93カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は68件でした。前年度より、8件減少しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、受検代行業者によるものが27件(39.7%)、ユーザー本人によるものが21件(30.9%)、整備事業者によるものが19件(27.9%)、その他が1件(1.5%)となっています。
3. 不当要求行為の内容別内訳は、脅迫・威圧行為が12件(17.6%)、説明強要が28件(41.2%)、合格強要が13件(19.1%)、時間外検査強要が3件(4.4%)、車両放置が2件(2.9%)、暴力行為が3件(4.4%)、その他が7件(10.3%)となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和5年度は3件の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っており、このうち1件については、威力業務妨害により罰金刑となっています。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は17件(25%)あり、その内訳は受検代行業者によるものが6件、ユーザー本人によるものが6件、整備工場によるものが5件となっております。
6. 今後も引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラやICレコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

### お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441 (代表)

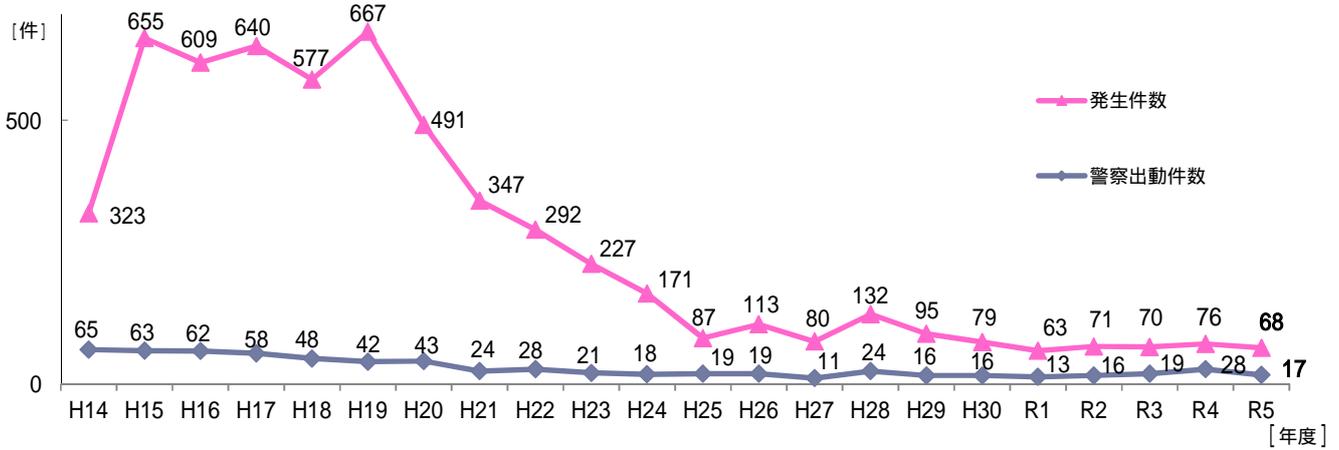
FAX 03-5363-3347

<http://www.naltec.go.jp>

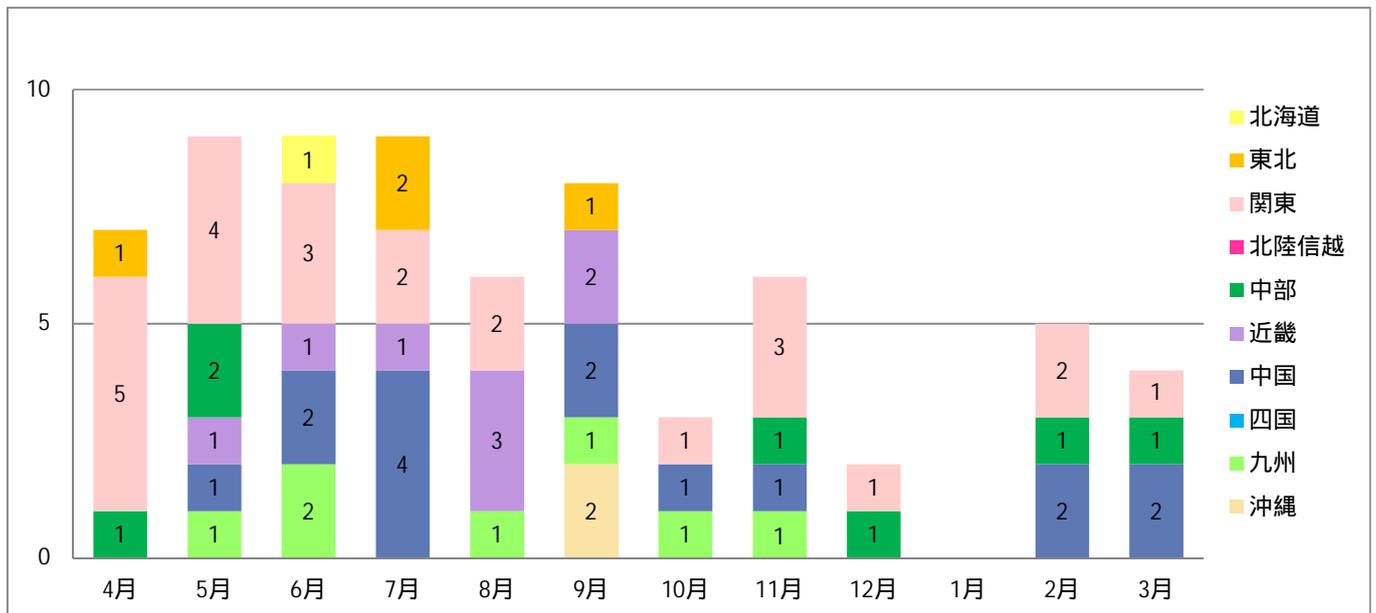
# 自動車機構における不当要求行為の概要

平成14年度(14年7月1日から)～令和5年度(令和6年3月31日まで)

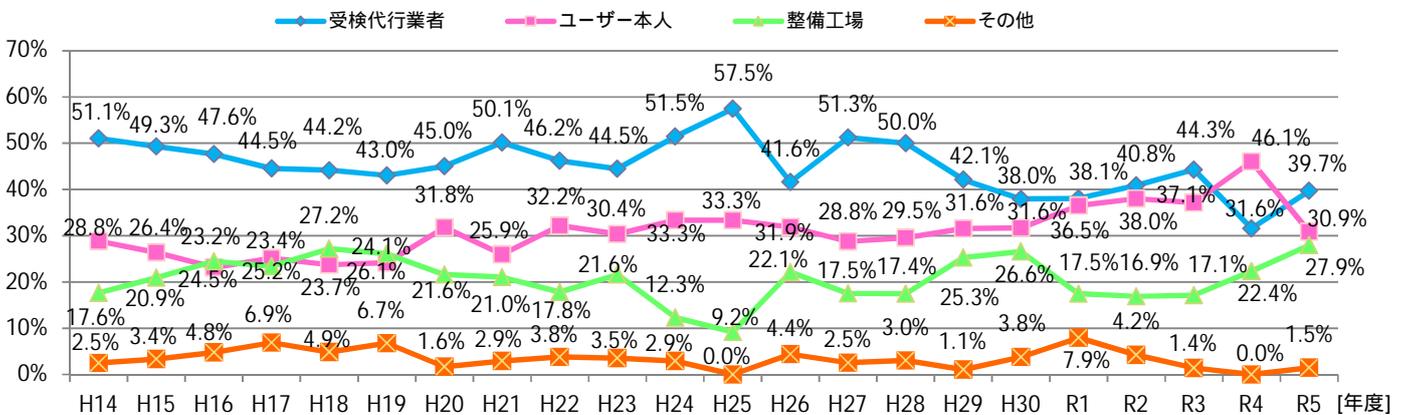
## 1. 不当要求行為の推移



## 2. 地域別の発生状況

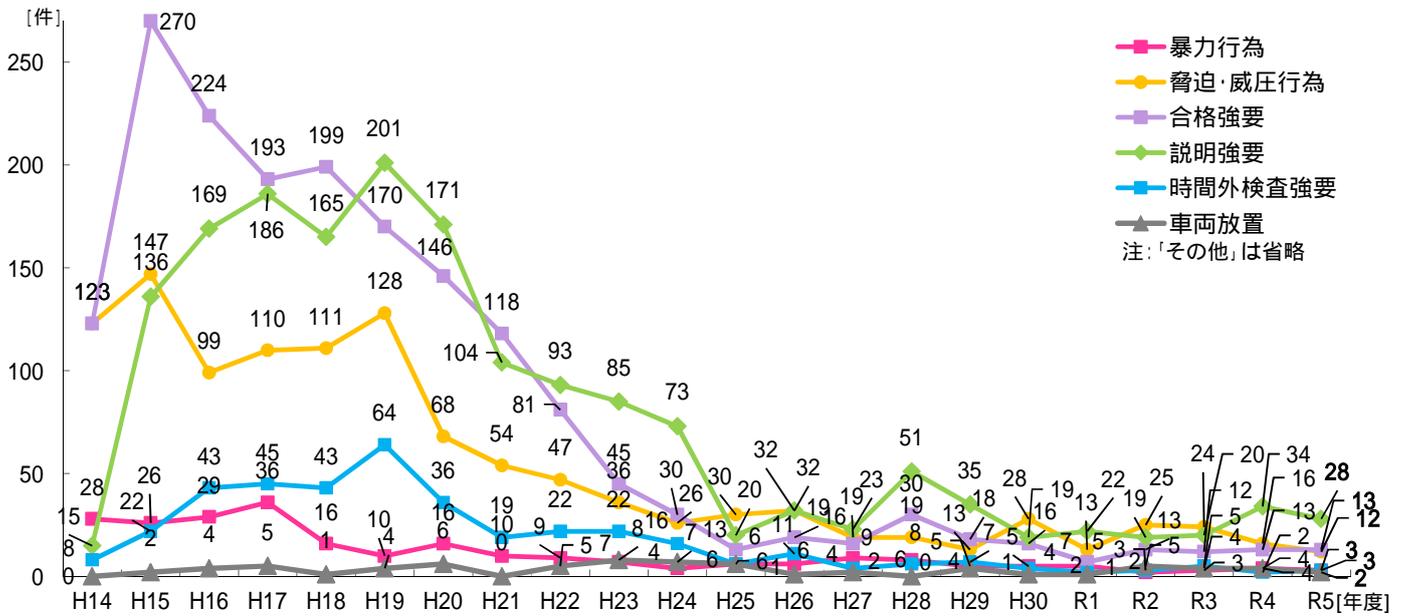


## -2. 不当要求行為の受検者別推移

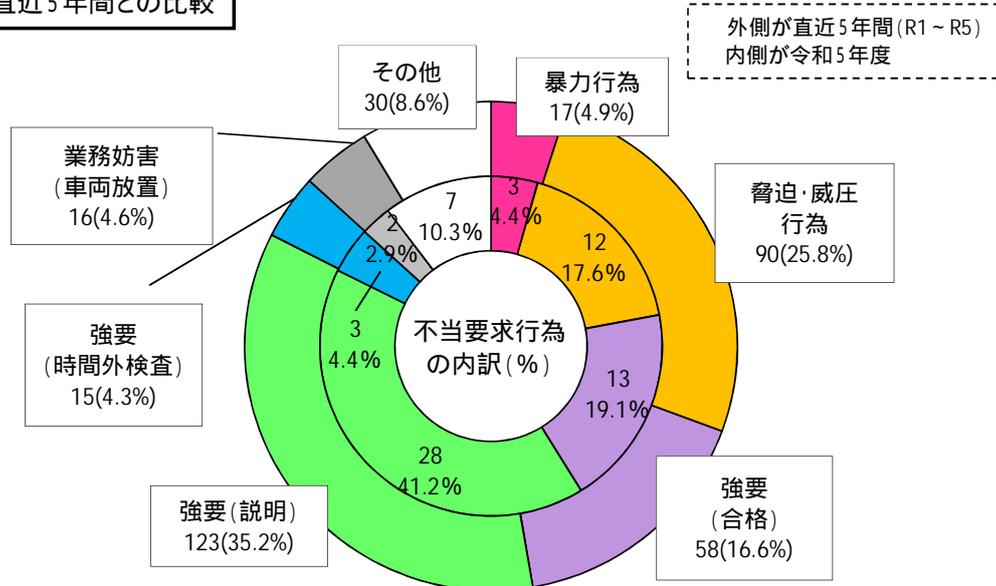


## 不当要求行為別の発生状況

### 不当要求行為別の推移

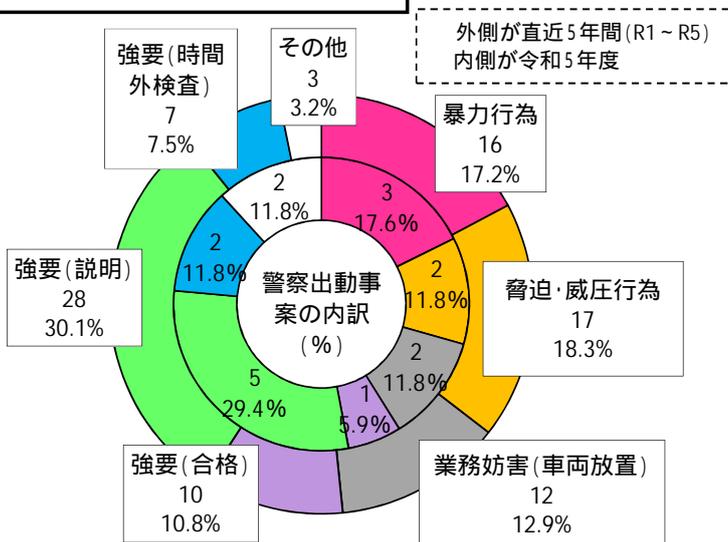


### 不当要求行為の直近5年間との比較

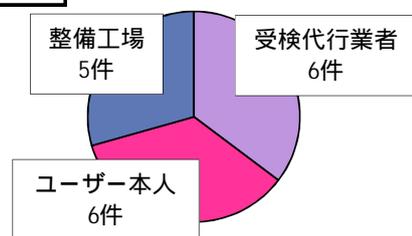


## 警察出動等の状況

### 警察出動事案の直近5年間との比較



### 受検者別



### 刑事事件の総数 ( )内は平成14年度から令和5年度までの累計で令和5年度分を含む

刑事事件	1件	(67)
逮捕者	1人	(40)
起訴	1人	(36)
刑事罰		
懲役	0人	(6)
禁固	0人	(1)
罰金	1人	(28)
計	1人	(35)

# OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## 目次

1. OBD検査とは
2. OBD検査導入背景の紹介
3. OBD検査対象の車両について
4. OBD検査システムの紹介
5. OBD検査システムの利用にあたり準備するもの
6. OBD検査ポータルを紹介
7. OBD検査対象車とOBD検査対象装置について
8. 接続ケーブルに関するルール等の適用関係
9. 検査場における抜き取り検査について
10. 出典

# 1. OBD検査とは

Point

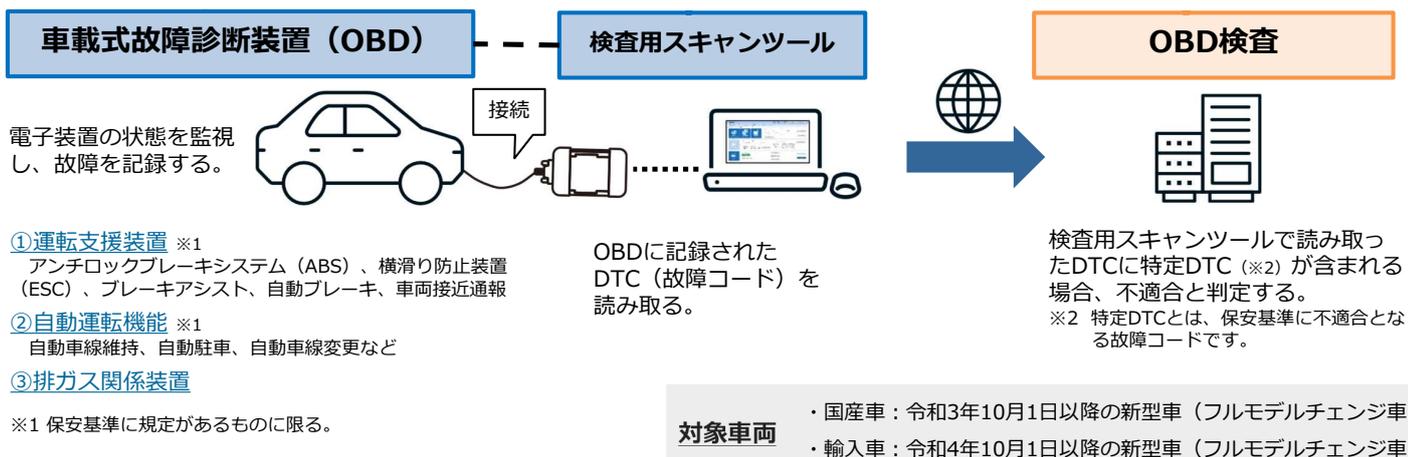
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

## 車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2

# 2. OBD検査導入背景の紹介

Point

電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

### 3. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証



電子車検証



備考  
OBD検査対象車

備考  
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

### 4. OBD検査システムの紹介

Point

OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OBD検査システム

利用者管理システム

OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

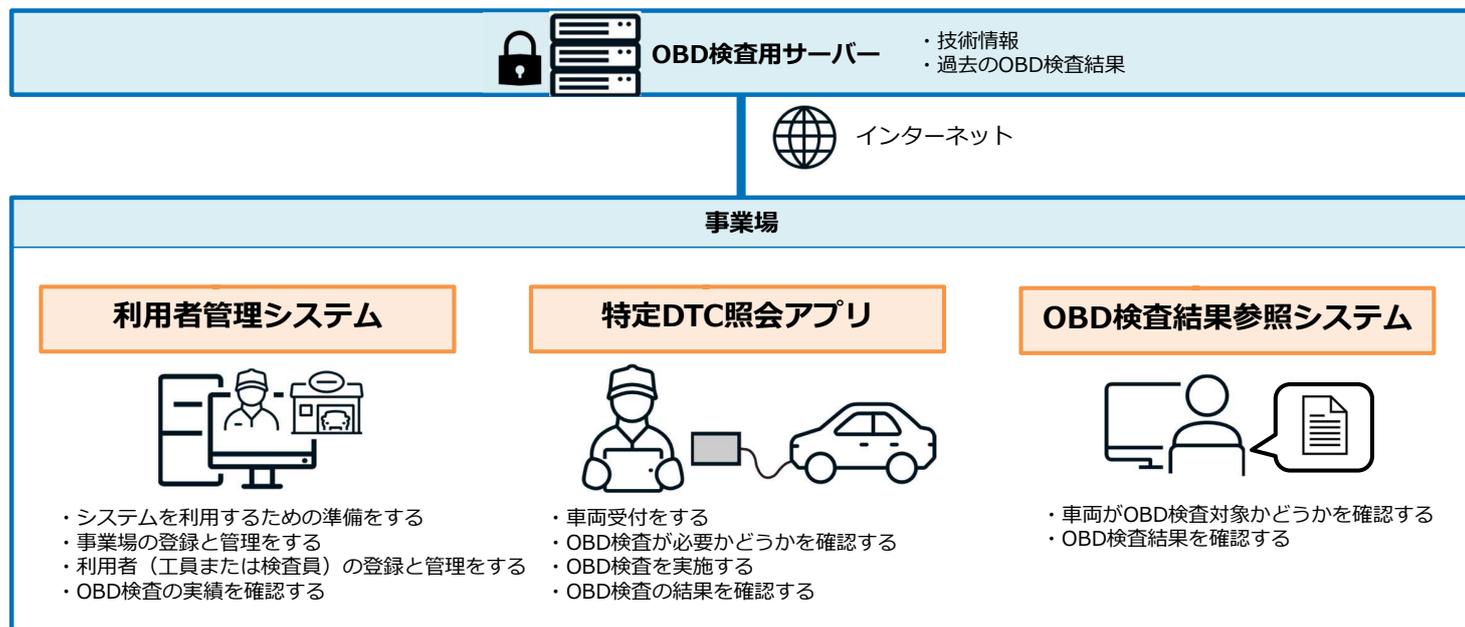
特定DTC照会アプリ

車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の可否を判定するためのアプリケーションです。

OBD検査結果参照システム

OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



## 5. OBD検査システムの利用にあたり準備するもの

**Point** 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

**注意：**認証工場の場合にはシステムの導入の義務はありません。事前確認を行う場合にのみご用意いただく必要があります。

### 環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD検査業務		プレ運用	本格運用	本格運用	本格運用	輸入車

**令和5年4月～**  
利用者管理システム／OBD検査結果参照システムに必要なもの



**令和5年10月～**  
特定DTC照会アプリに必要なもの



※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

## 6. OBD検査ポータルを紹介

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8

### お問い合わせ先

OBD検査システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

## 7. OBD検査対象車とOBD検査対象装置について

### OBD検査対象車

- 自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載がある。
- 型式指定日が国産車は令和3年10月1日以降  
(輸入車は令和4年10月1日以降)となるニューモデル、フルモデルチェンジ車。
- 型式指定自動車、多仕様自動車型式指定自動車以外の自動車 (PHPや並行輸入自動車等) は対象外。
- 二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外。

### OBD検査対象装置

- かじ取装置 (UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置 (ABS)
- 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置 (ESC)
- 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置 (EVSC)
- 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置 (BAS)
- 衝突被害軽減制動制御装置 (AEBS)
- 排出ガス発散防止装置
- 電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置 (AVAS)
- 自動運行装置

※令和6年7月31日時点

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

10

## 8. OBD検査の基準について

### 排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)

- OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの
- 警告灯を点灯させるための信号 (MIL信号) が出力されているもの
- 1つもレディネスコード (故障診断の前提条件が成立していることを示すコード) が記録されていないもの
- 当該装置に係る特定DTC (OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード) が1つ以上記録されているもの
- 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの

### 安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)

- 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

## 9. 接続ケーブルに関するルール等の適用関係

	車両 OBD検査対象車	ケーブル (有線接続の場合)	VCI 必須	ケーブル (有線接続の場合)	PC等 必須
製作者		ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ツールメーカー製	ツールメーカー製 (非純正品も流通)	ソフトウェアは ツールメーカー製 (PCは汎用品)
型式認定		対象	対象	(対象) ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合	対象 (ソフトウェアのみ)
メーカー保証※		対象	対象	(対象) ツールメーカーが ケーブルを指定する 場合	対象 (ソフトウェアのみ)
整備工場に対する 処分		非認定品を 使用すると <b>処分</b> (非認定品の 延長ケーブルを 使用した場合を含む)	非認定品を 使用すると <b>処分</b>	非認定品を 使用しても <b>処分なし</b>	非認定品を 使用すると <b>処分</b> (ソフトウェアのみ)

※ 現時点で法令等によりメーカー保証を義務付けているものではなく、一般的な保証範囲をまとめたもの

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

12

### 1. 車両とVCI間のケーブル

- 車両とVCI間のケーブルについては、スキャンツールの標準規格や検査用機械器具の審査基準により以下のとおり定められている。

#### ケーブルの長さ

- 基準: ケーブルの長さは5 mを超えてはならない
- 規格: ISO15765-4、自動車検査用機械器具の審査基準について(自整第121号 平成7年6月14日)

#### ケーブルの電気特性

- 基準: 検査用スキャンツールの信号グラウンドの抵抗値は500kΩ以下であること
- 規格: SAE-J1962

- DoIP方式の通信プロトコル(ISO13400)に非対応のケーブルが存在する  
→ DoIP方式に対応したVCIに非対応のケーブルを接続すると、正しい判定が行われぬおそれ

### 2. VCIとPC間のケーブル

- 非認定品を用いても、1. のように判定に影響を及ぼすことは考えづらい  
(最悪、通信ができずに検査を行うことができないのみ)

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

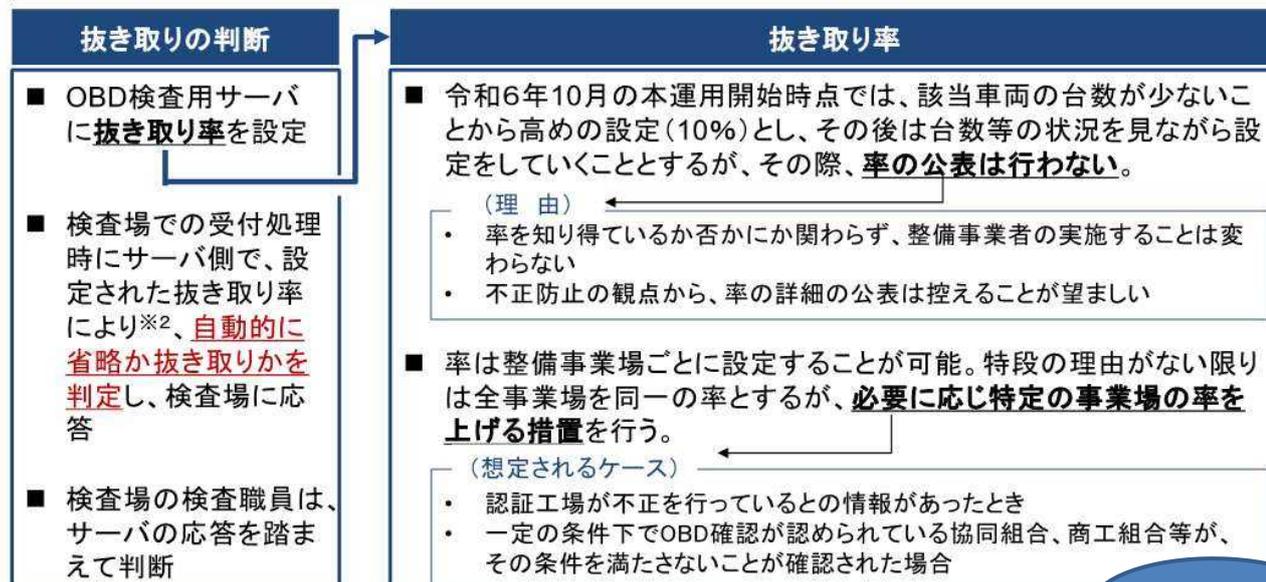
13

# 10. 検査場における抜き取り検査について

## 検査場における抜き取り検査の実施について

- 最終報告書6. (4)の提言に従い、検査場では以下の対応を行う。
  - ・ 受検日含め5日の間※<sup>1</sup>にOBD確認が実施され「適合」であった記録がある受検車両は、**原則、検査場でのOBD検査を省略**（検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除く。）
  - ・ 上記に該当する場合でも、替え玉受検の防止等を目的に、**抜き取り検査を実施**

※1: OBD検査検討会のフォローアップ会議での合意事項



※2: 事前に行われたOBD確認の結果が以下の場合は念のため、上記の抜き取り率に関わらず抜き取り検査を実施する

- ・ 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・ 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

ご注意ください

## 11. 出典

本資料は以下で公開されている資料を基に作成しております。

ここでご紹介した内容以外にも皆様にとって有益な情報もありますので、ご参考となれば幸いです。

OBD検査ポータル <https://www.obd.naltec.go.jp/>

- ・ 【整備事業者の方】 - 【研修資料】 から確認が出来る資料を主に活用しています。

OBD検査準備会合 [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr2\\_000059.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000059.html)

- ・ 第1回～第7回の資料を参考としています。

# 特定整備制度概要

0

## 分解整備の範囲拡大

### 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書

#### ① 先進技術の点検整備のあり方

##### 【現行制度の評価】

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。

##### 【今後の対応】

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

## 道路運送車両法(第49条第2項)新旧

### 分解整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

### 特定整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

（※）道路運送車両法施行規則第3条において規定

# 分解整備の範囲拡大

## 道路運送車両法施行規則

### (特定整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一～七 (略)

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限る、次号に掲げるものを除く。）

①

②

③

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

2

# 認証のパターン

「特定整備」は、新たに認証が必要となる作業（電子制御装置整備）のみでなく、現在の分解整備も含む。

地方運輸局長の認証は

(Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン

(Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン の3パターンを想定

※いずれも、「自動車特定整備事業者」です

## 【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ)  
分解整備

(Ⅱ)  
電子制御装置整備

3

# 電子制御装置整備とは

## 対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要)なものとして、以下を、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)とする。

Lv3  
以上

① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

② 衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)

※ カメラを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

Lv3  
未満

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

※ その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

市販車に搭載されている、(→)  
前方をセンシングするためのデバイスの例  
カメラ(単眼/複眼)、ミリ波レーダー、赤外線レーザー



4

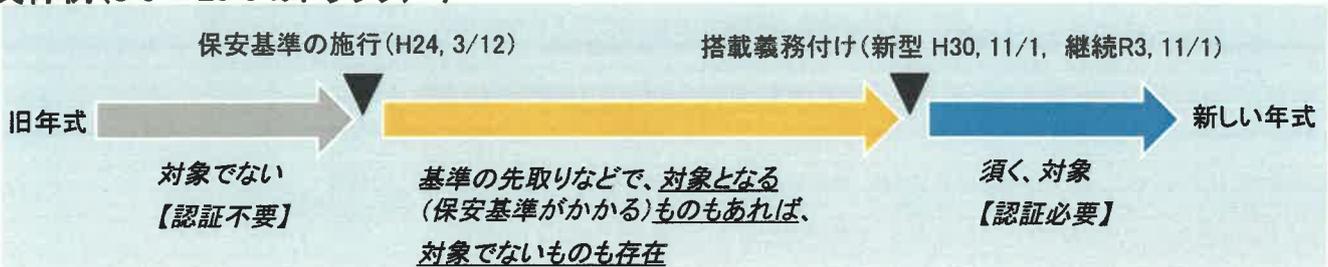
# 電子制御装置整備とは

- 電子制御装置整備の対象となる車両は、保安基準が設定されている装置を備えるもの。ただし、安全面を考えれば、保安基準対象でないものであっても認証工場に委託することが安心。
- 対象車両の情報については、国や関係団体において、自動車の使用者や整備事業者において利用しやすいよう提供(HP等)。

## 〈保安基準の設定状況〉

対象装置名	現状の基準	今後の見込み
自動運行装置(Lv3以上のもの)	なし	改正法の公布から1年以内に基準を策定
衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	大型車に義務付け	乗用車についても、義務付け
自動命令型操舵機能(レーンキープ)	備える場合、基準あり	-

## 〈具体例(8t~20tのトラック)〉



5

# 認証基準（分解整備）

※普通自動車(乗用車)の例			分解整備							
			原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	
設備	屋内作業場	点検作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上
			奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	6.5m以上
		天井高さ	対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること							
	車両整備作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	←	2.8m以上
		奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	←	6.5m以上
	部品整備作業場		8㎡	5㎡	←	←	←	←	←	←
	床面は平滑であること									
車両置場	間口	3m以上	←	←	←	←	←	←	←	
	奥行	5.5m以上	←	←	←	←	←	←	←	
作業機械等	作業機械		プレス、エアコンプレッサ、バイス、チェーンブロック、ジャッキ、充電器							
	作業計器		ノギス、トルクレンチ							
	点検計器及び点検装置		サーキット・テスタ、比重計、コンプレッション・ゲージ、ハンディ・バキューム・ポンプ、エンジン・タコ・テスタ、タイミング・ライト、シクネス・ゲージ、ダイヤル・ゲージ、トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスタ・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、タイヤ・ゲージ、検車装置、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器							
	工具		ホイール・ブーラ、ベアリング・レース・ブーラ、グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ、部品洗浄槽							
工員要件	工員数		2人以上							
	自動車整備士の最低要件		1級 or 2級自動車整備士が1人以上							
	自動車整備士保有割合		1/4以上(1級 or 2級 or 3級自動車整備士数/全工員数)							
	整備主任者の資格要件		1級 or 2級自動車整備士							

《従来の分解整備の認証基準から変更無し》 6

# 認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例			電子制御装置整備	
			自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
設備	電子制御装置点検整備作業場※3	間口	2.5m (屋内※1 2.5m) 参考: 現行の基準 4m	←
		奥行	6m (屋内※2 3m) 参考: 現行の基準 8m	←
		天井高さ	対象とする自動車についてエーミング作業を実施するのに十分であること	←
		床面は平滑であること		←
	車両置場	間口	3m以上	←
		奥行	5.5m以上	←
作業機械等	作業計器(保有義務)		水準器	←
	点検計器及び点検装置(保有義務)		整備用スキャンツール(性能及び機能要件を規定)	←
	整備に必要な情報の入手(義務)		点検・整備に係る情報(機器を含む)を入手できる体制(例: 整備作業要領やPC、ネット環境等)	←
	その他(自動運行装置に限る)		自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること	←

※1 屋内の間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分0.5mを考慮した数値

※2 屋内の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分2mを加えた数値

※3 電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場、車両整備作業場のほか完成検査場と兼用可

# 認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例		電子制御装置整備	
		自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
工員要件	工員数	2人以上	←
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」が1名以上	←
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数/全工員数)	←
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」 or 「{1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士} + 講習」	←

## 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターンについて

分解整備及び電子制御装置整備の全ての要件に適合することが必要

(例) 整備主任者は、1級整備士(二輪を除く) or {1級(二輪) or 2級整備士} + **講習**を受けた者のみ選任可

8

# 運輸支局長等が行う講習

- 整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、運輸支局長等が行う講習により整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は、
  - ① 学科(自動車特定整備事業に係る法令等)
  - ② 実習(エーミング作業等)
  - ③ 試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)
 とし、整備主任者に必要な知識及び技能を習得させる。

- 一定の要件を満たした外部の研修(自動車整備振興会や自動車車体整備協同組合などが実施するもの)については、実習に代えることが可能。
- 施行と同時に認証の取得ができるよう、講習は先だって実施。

- 講習を受講するための前提となる自動車整備士資格(※)についても、資格習得のための環境を用意。

※ 2級自動車整備士、自動車車体整備士、自動車電気装置整備士

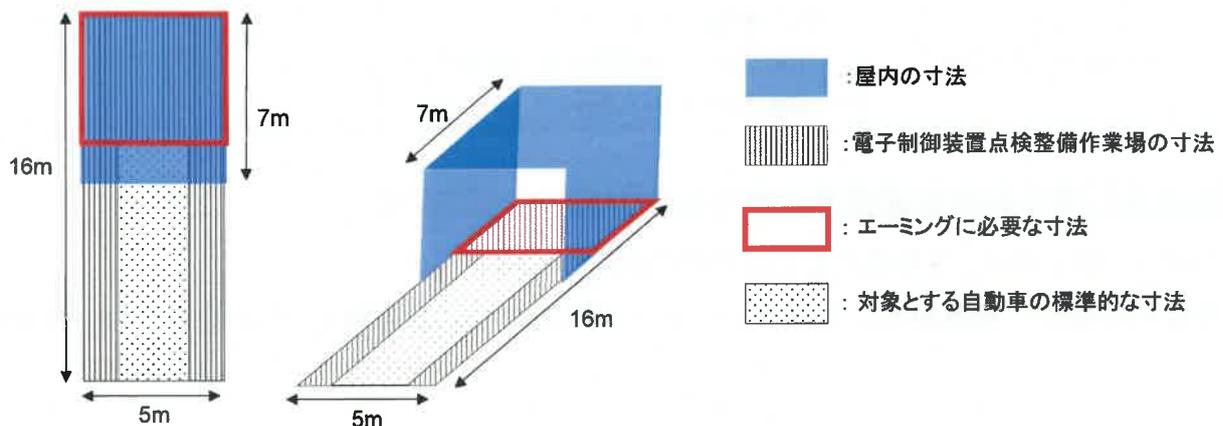
9

# 電子制御装置点検整備作業場の寸法要件

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置 点検整備作業場の寸法	16m × 5m	13m × 3m	7m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	—	5.5m × 2m
うち、屋内の寸法	7m × 5m	7m × 3m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	—	4m × 2m
(参考) 屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	13m × 5m	10m × 5m	8m × 4.5m	8m × 4m	8m × 4m	8m × 4m	3.5m × 3m	5m × 3.5m

(寸法:奥行×間口)

普通自動車(大型)の例



10

## 整備用スキャンツールの性能及び機能

- 電子制御装置を点検した結果、保安基準不適合又は保安基準不適合のおそれの確認された場合、OBD検査の対象となる装置の故障を解消するための整備箇所を特定することが可能な「整備用スキャンツール」が必要。
- このため、電子制御装置整備の認証要件として「整備用スキャンツール」の設置を義務付け。
- 「整備用スキャンツール」の性能及び機能については、技術要件を課す。

### 〈 技術要件 〉

少なくとも一車種以上の車両において、

OBD検査の対象となる装置(自動運転装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等)の点検及び整備が適切に実施できる性能及び機能を有していること。

※OBD検査に必要となる「検査用スキャンツール」の性能及び機能と区別をつける。

#### ✓ 故障を解消するために必要な機能

- DTC読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整  
(いわゆるエーミング作業) 等

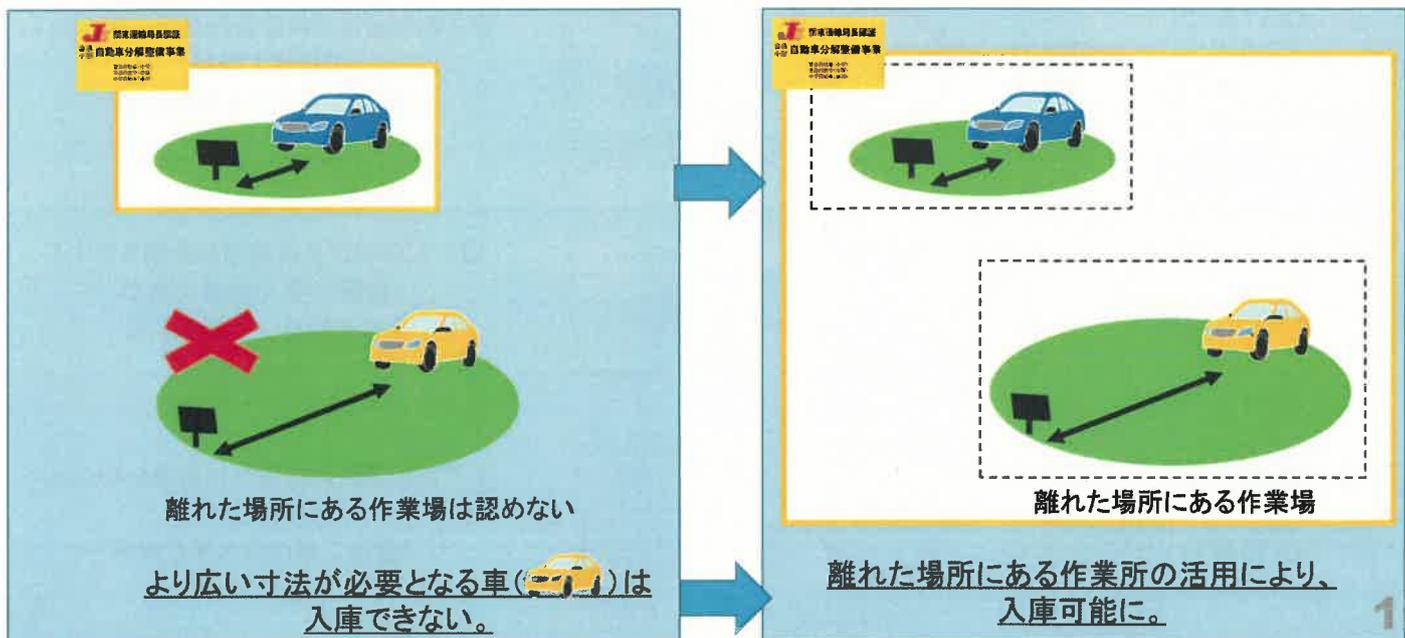


〈 整備用スキャンツールイメージ 〉

11

## 離れた作業場及び設備の共用

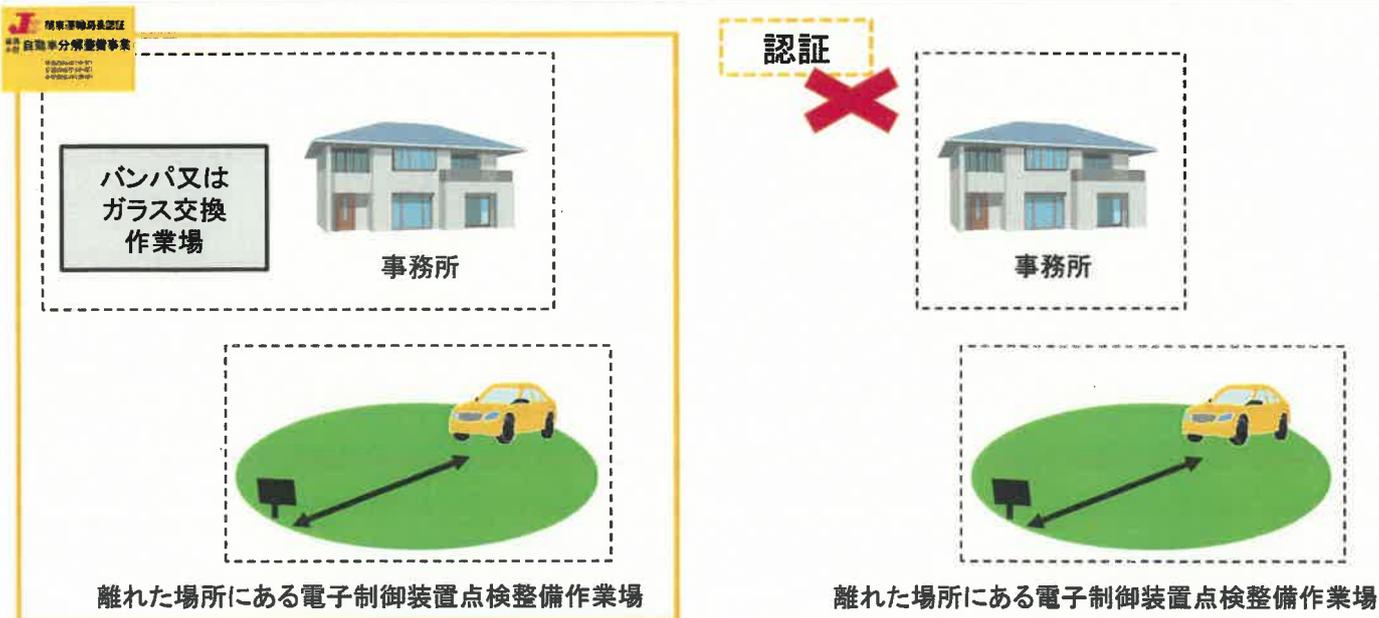
- ・ エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なるため、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合がある。
- ・ 自動車分解整備事業の認証を受けた場所と離れた別の場所も、同一整備事業者の事業場として認め、電子制御装置整備作業を可能とする。



12

## 離れた作業場及び設備の共用

- ・ 事務所及びバンパ交換、ガラス交換などを行うための一定の要件を満たした作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を用意し、認証を受けることができることとする。

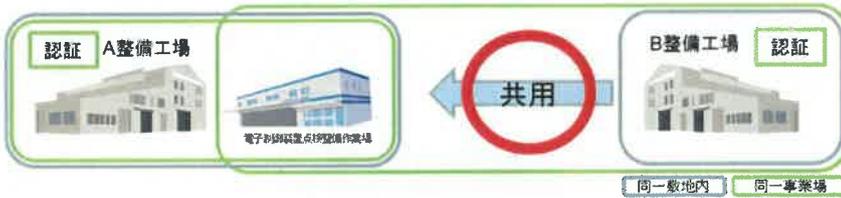


ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない場合は、事業場の一部として認めない。

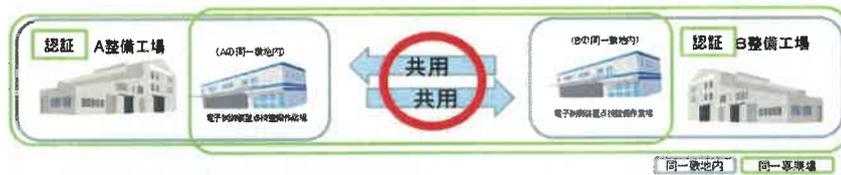
13

# 離れた作業場及び設備の共用

- 電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用の用に供されること(共用)を可能とする。
- 共用は、電子制御装置点検整備作業場、バンパ・ガラス交換の作業場、車両置場に限る。



電子制御装置点検整備作業場を有しない  
B整備工場が  
A整備工場の作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有する  
A整備工場、B整備工場が  
それぞれの作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有しない  
b事務所が  
A整備工場の作業場を共用

# 経過措置

- 改正法施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を営んでいる整備事業者においては、施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる。

- 経過措置の対象となる事業者は、車体整備事業者や、自動車ガラス修理業者も該当
- 経過措置の範囲は、行っていた作業の範囲のみ
  - エンジン等の積み降ろしのために、バンパの脱着をしている者(エーミングはしない)
    - バンパの脱着のみ(エーミングするためには、認証が必要)
  - エーミングまで行っている者
    - エーミングも含めて、経過措置の対象
- 保安基準が適用されていない自動ブレーキやレーンキープ機能(衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に類似するもの)にかかる整備であっても、「相当する事業」とする
- 外注をしており、自身で責任を持っていない場合は、認められない

国としては、できるだけ早期に認証を取得させるよう、環境整備に取り組む。

# 点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「**OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果**」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

## <点検の対象となる警告灯>

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)

## <点検の実施方法>

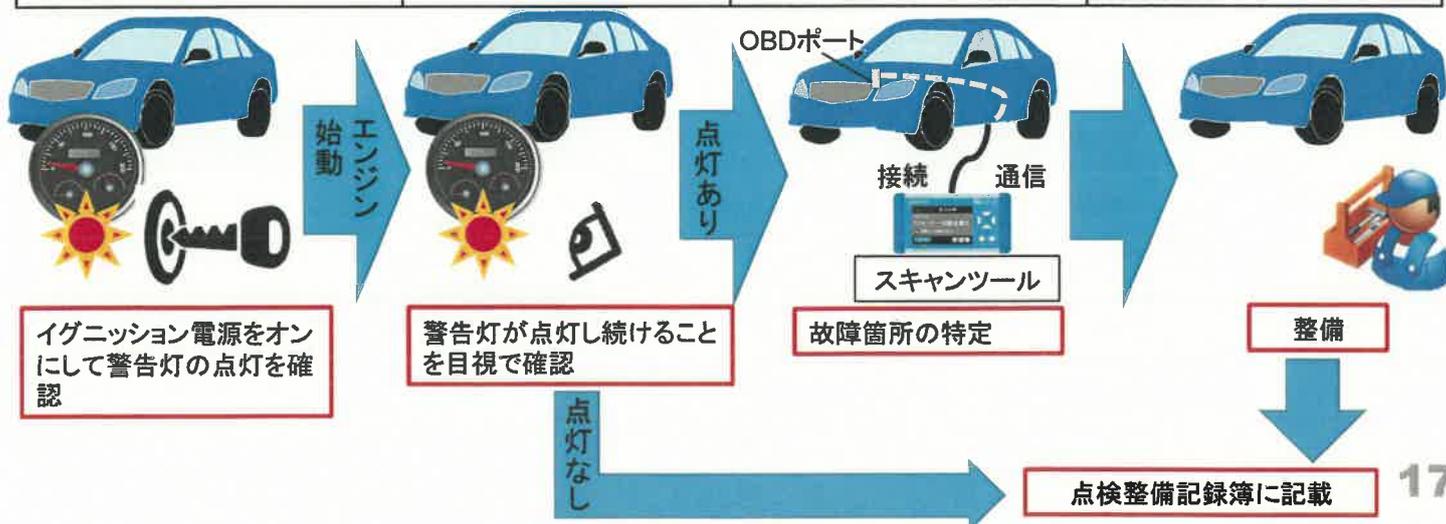
- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

## <整備の実施方法>

- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。
- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、**点検基準の施行は、特定整備制度の施行から1年半後の令和3年10月1日に施行**
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するのかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

# (参考)点検整備の流れ

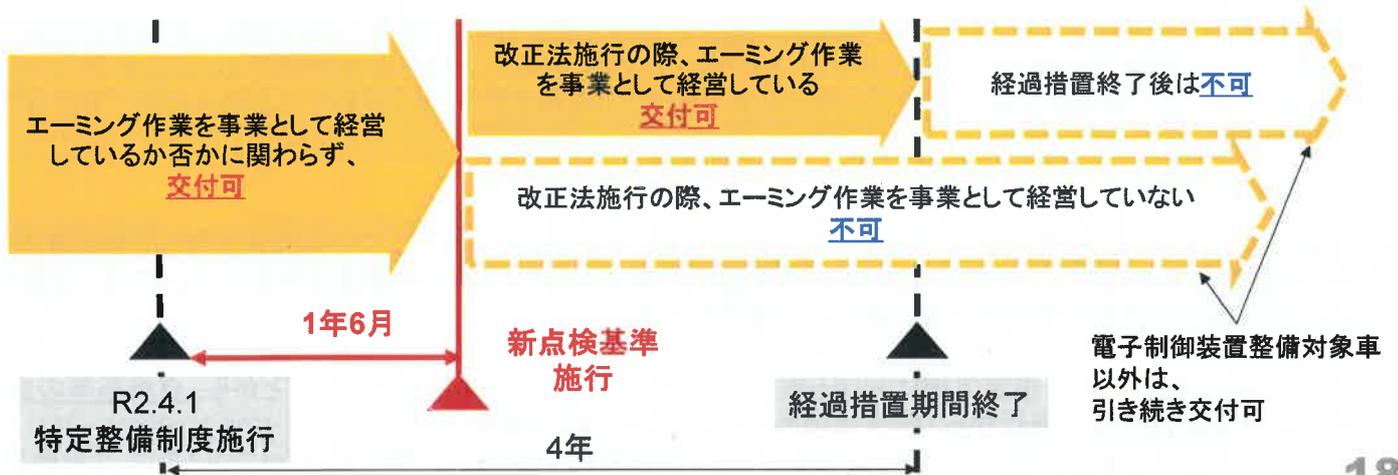
原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討



# 電子制御装置整備の認証のない指定自動車整備工場の業務可能範囲

- 保安基準適合証の交付をするには、点検基準に従って点検・整備を行った上で、保安基準適合性の確認を行う制度となっている（道路運送車両法第94条の5）。
- このため、新点検基準が施行になると、原則として、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、保安基準適合証を交付することはできない。
- ただし、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車については、当面の間、保安基準適合証の交付が可能。

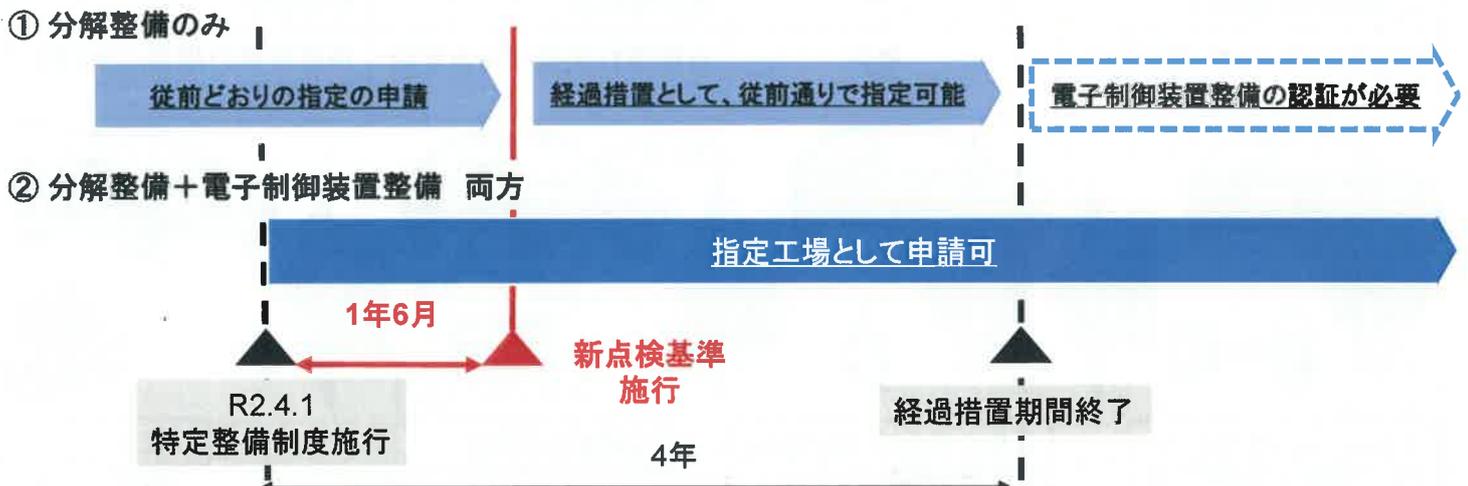
<電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についての保適証交付の可否>



# 新たに指定自動車整備工場への指定を受ける場合

これから指定の申請をする場合

- 自動車分解整備事業の認証(全部認証に限る。)を受けている事業者については、経過措置期間中の4年間は、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車に限定した指定自動車整備事業の指定を認める。



- 点検基準の施行後、電子制御装置整備に該当する装置備え付けの自動車については、保適証が交付できない
- 整備に該当する装置備え付けの自動車についても、保適証の交付ができる

# 構内外注について

いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業等の技能者が出向き、交換作業を行う形態については、

- 電子制御装置整備の認証を受けているパターン(Ⅱ)またはパターン(Ⅲ)の事業場で
  - 窓ガラスの交換作業等を、自動車ガラス修理業者等が行う場合
- について、以下のとおり可能。

- 電子制御装置整備の認証を受けている事業者の責任の下に当該作業が行われる(※)ことを、書面を交わす等により明確にする。
- 特定整備記録簿の記載は、外注元が行う。

※ 電子制御装置整備の責任は、車両を入庫している当該特定整備事業者(外注元)が担う



# 外注の扱いについて

- **特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。**
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、**電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。**

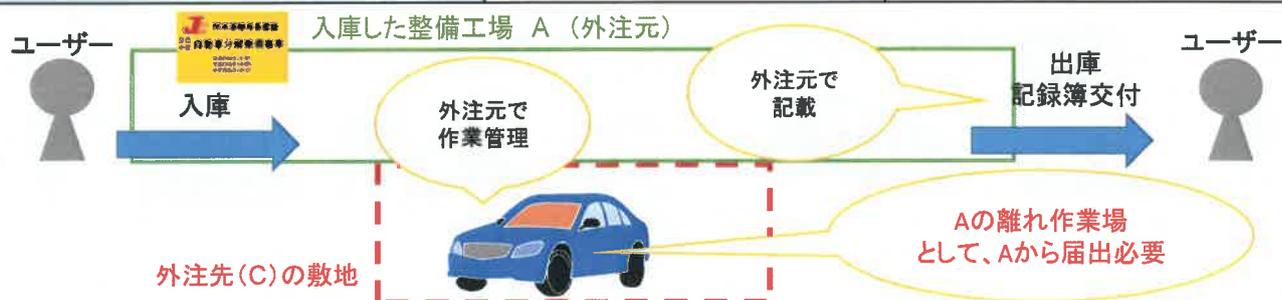
外注元(A) \ 外注先	電子制御装置整備の認証あり(B)	
	全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり	外注先責任 ①	外注元責任 ②
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	外注元責任 ③

- ① : 外注先Bで記録簿記載 (Aは記録簿を書くことができない)
- ② : A,Bそれぞれで記録簿記載 (ユーザーには、Aが記載した記録簿を交付)
- ③ : Aの責任の下、Aが故障診断を行った上で、外注先の工場Bに対して整備を外注。Bの作業後、当該作業が適切であったかどうかの確認をA自身が行う。

# 外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A)	外注先	電子制御装置整備の認証なし(C)	
		全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり		×	Aの離れ作業場 としない限り ×
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)		×	



参考：道路運送車両法の一部を改正する法律概要

# 1-2 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その1）

令和元年5月24日公布

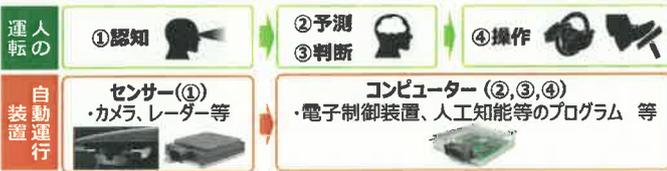
## 【1】保安基準対象装置への自動運行装置の追加

### 現状・課題

- 自動運転システム(レベル3・4)の安全性を確保するための保安基準(省令)を策定する必要があるが、これらのシステムは現行の保安基準の対象装置とされていない。
- 自動運転システム(レベル3・4)は、いつでもどこでも制限なく安全な自動運転を行える技術水準にはないと見込まれることから、自動運転システムが使用される走行環境条件(速度・ルート・天候・時間等)を設定することが必要。

### 改正内容

- 自動車の保安基準(省令)の対象装置に「自動運行装置」を追加



- 自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととする。

- ◆ 走行環境条件の想定される例(以下の条件の組み合わせ)
  - ・道路条件(高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無等)
  - ・地理条件(都市部/過疎地域等)
  - ・環境条件(天候、昼間/夜間等)
  - ・その他の条件(速度制限、決められたルートのみでの運行に限定すること等)

例えば、自動運転車の導入初期においては、  
昼間・晴れでの高速道路本線上における低速走行(渋滞時等)  
といった条件を付与することが考えられる

## 【2】自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

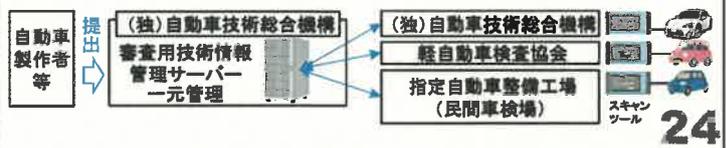
### 現状・課題

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による事故等につながるおそれがあるため、自動車の検査(車検)に、電子的な検査を導入する必要がある。
- 電子的な検査を行うためには、自動車製作者等が保有する技術情報が必要。



### 改正内容

- 自動車の検査における、電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構に行わせ、全国の検査実施機関が活用できる環境を整備する。



# 1-3 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その2）

令和元年5月24日公布

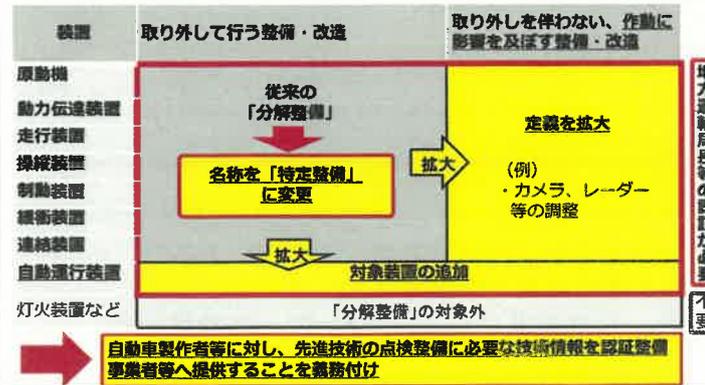
## 【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

### 現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

### 改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



## 【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

### 現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

### 改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。



## 参考：情報提供義務

### 点検整備に必要な技術上の情報の提供

- 現状、自動車メーカーの協力のもと、整備要領書(整備マニュアル)等の点検・整備に必要な情報を(一社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)のシステム(FAINES)へ集約している。
- 整備工場は、インターネットを通じてFAINESに接続することにより、これら情報を入手可能(有料)。
- 一部の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付け。

#### <提供すべき情報の範囲>

- ・ 全ての車両が対象  
※ただし、サポート終了などによりディーラーに対しても提供されない情報は提供義務から外れる
- ・ 原則、自動車メーカーからディーラーに提供されている情報(専用スキャンツール含む)が対象  
ただし、以下は除く。
  - ① 自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの
  - ② 自動車の販売時において行う制御装置のプログラムの初期化にかかるもの

#### <提供の方法>

- ・ 新車の発売日から6ヶ月以内に行う
  - ・ 専用スキャンツールの提供については、2020年内に提供を行えば良い
  - ・ 合理的な範囲(ディーラーへの提供と非差別的な価格)において有償とすることができる
  - ・ 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能
- 制度を運用していくに当たり、情報が出ていないと思われる事象が発生した場合は、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整

## 特定整備記録簿の記載方法について

- 電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- 特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

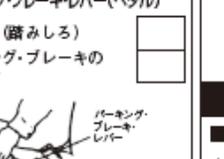
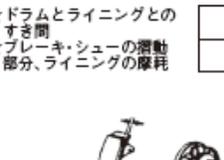
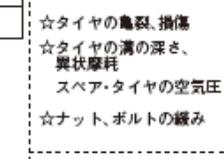
【以下、記載例を示します。】

○ ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

### 1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）

<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>点検良好</td> <td>✓</td> <td>交換</td> <td>×</td> <td>調整</td> <td>A</td> <td>清掃</td> <td>C</td> <td>省略</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>特定整備</td> <td>○</td> <td>修理</td> <td>△</td> <td>給付</td> <td>T</td> <td>給油(米)</td> <td>L</td> <td>該当なし</td> <td>/</td> </tr> </table>		点検良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P	特定整備	○	修理	△	給付	T	給油(米)	L	該当なし	/	依頼者(使用者)の氏名又は名称  住所	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号  km	構内外注の旨を記載	自家用乗用
点検良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P																
特定整備	○	修理	△	給付	T	給油(米)	L	該当なし	/																
点検の結果及び整備の概要				別表第6																					

エンジン・ルーム点検	足廻り点検	車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目										
<b>■パワー・ステアリング</b> ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/>  <b>■点火装置</b> ☆スパーク・プラグの状態 (旧全プラグ、イリジウム・プラグは油断不可) 点火時期 ディストリビュータのキャップの状態  <b>■バッテリー</b> ターミナル部の緩み、腐食 <input type="checkbox"/>  <b>■エンジン</b>	<b>■冷却装置</b> ファン・ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/> 冷却水の漏れ <input type="checkbox"/> <b>室内点検</b> <b>■ブレーキ・ペダル</b> 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 <input type="checkbox"/> ブレーキの効き具合 <input type="checkbox"/>  <b>■パーキング・ブレーキレバー(ペダル)</b> 引きしる(踏みしる) <input type="checkbox"/> パーキング・ブレーキの効き具合 <input type="checkbox"/> 	<b>■ディスク・ブレーキ</b> ☆ディスクとパッドとのすき間 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキ・パッドの摩耗 <input type="checkbox"/>  <b>■ドラム・ブレーキ</b> ☆ドラムとライニングとのすき間 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキ・シューの滑動部分、ライニングの摩耗 <input type="checkbox"/> 	<b>■ホイール</b> ☆タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの亀裂、損傷 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 <input type="checkbox"/> スペア・タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆ナット、ボルトの緩み <input type="checkbox"/> <b>■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ</b> マスター・シリンダの液漏れ <input type="checkbox"/> ホイール・シリンダの液漏れ <input type="checkbox"/> ディスク・キャリパの液漏れ <input type="checkbox"/>  <b>下廻り点検</b> <b>■トランスミッション、トランスファ</b> ☆オイルの漏れ <input type="checkbox"/> <b>■エンジン・オイル</b> 漏れ <input type="checkbox"/>	OBDの診断の結果 <input type="checkbox"/> <b>注</b> <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 <input type="checkbox"/> バッテリー液の量 <input type="checkbox"/> 冷却水の量 <input type="checkbox"/> エンジン・オイルの量 <input type="checkbox"/> エンジンのかかり具合、異音 <input type="checkbox"/> 低速、加速の状態 <input type="checkbox"/> ヘッドランプ、ストップ・ランプ、ウインカー・ランプ等の点灯、汚れ、損傷 <input type="checkbox"/> ウインド・ウォッシュ液の量 <input type="checkbox"/> ウインド・ウォッシャの噴射状態 <input type="checkbox"/> ワイパの拭き取り状態 <input type="checkbox"/> <b>厳しい使用れ方をした場合のメーカーの指定する点検</b> <b>■ステアリング装置</b> ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み <input type="checkbox"/> ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷 <input type="checkbox"/>									
			注 ○ガラス(内) ○レーダー △エーミング										
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">交換部品等</th> <th style="width: 20%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エンジン・オイル</td> <td style="text-align: center;">ℓ</td> </tr> <tr> <td>オイル・フィルタ</td> <td style="text-align: center;">個</td> </tr> <tr> <td>LLC(ロング・ライフ・クーラント)</td> <td style="text-align: center;">ℓ</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ・フルード</td> <td style="text-align: center;">ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	交換部品等	数量	エンジン・オイル	ℓ	オイル・フィルタ	個	LLC(ロング・ライフ・クーラント)	ℓ	ブレーキ・フルード	ℓ
交換部品等	数量												
エンジン・オイル	ℓ												
オイル・フィルタ	個												
LLC(ロング・ライフ・クーラント)	ℓ												
ブレーキ・フルード	ℓ												

自家用乗用

別表第6

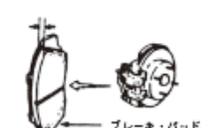
図205

○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

**外注元 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)**

点検良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P
特定整備	○	修理	△	締付	T	給油(水)	L	該当なし	/

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検		足廻り点検	
<b>■パワー・ステアリング</b> ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/>  <b>■点火装置</b> ☆スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウムプラグは点検不可) 点火時期 ディストリビュータのキャップ	<b>■冷却装置</b> ファン・ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/> 冷却水の漏れ <input type="checkbox"/> <b>室内点検</b> <b>■ブレーキ・ペダル</b> 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合	<b>■ディスク・ブレーキ</b> ☆ディスクとパッドとのすき間 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキ・パッドの摩耗 <input type="checkbox"/>  <b>■ドラム・ブレーキ</b>	<b>■ホイール</b> ☆タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの亀裂、損傷 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 <input type="checkbox"/> スペア・タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆ナット、ボルトの緩み <input type="checkbox"/> <b>■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ</b> マスタ・シリンダの液漏れ <input type="checkbox"/> ホイール・シリンダの

依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
住所	点検(整備)時の総走行距離 km

自家用車

車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目
OBDの診断の結果 <b>注</b> 日常点検 ブレーキ液の量 <input type="checkbox"/> バッテリー液の量 <input type="checkbox"/> 冷却水の量 <input type="checkbox"/> エンジン・オイルの量 <input type="checkbox"/> エンジンのかかり具合、異音 <input type="checkbox"/> 低速、加速の状態 <input type="checkbox"/> ヘッドランプ・フォグランプ・ワイ	注 ①レーダー ②エーミング(外) 交換部品等 エンジン・オイル

外注した旨を記載

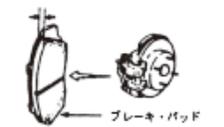


寺・別表第6

**外注先 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)**

点検良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C	省略	P
特定整備	○	修理	△	締付	T	給油(水)	L	該当なし	/

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検		足廻り点検	
<b>■パワー・ステアリング</b> ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/>  <b>■点火装置</b> ☆スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウムプラグは点検不可) 点火時期 ディストリビュータのキャップ	<b>■冷却装置</b> ファン・ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/> 冷却水の漏れ <input type="checkbox"/> <b>室内点検</b> <b>■ブレーキ・ペダル</b> 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキの効き具合	<b>■ディスク・ブレーキ</b> ☆ディスクとパッドとのすき間 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキ・パッドの摩耗 <input type="checkbox"/>  <b>■ドラム・ブレーキ</b>	<b>■ホイール</b> ☆タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの亀裂、損傷 <input type="checkbox"/> ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 <input type="checkbox"/> スペア・タイヤの空気圧 <input type="checkbox"/> ☆ナット、ボルトの緩み <input type="checkbox"/> <b>■ブレーキのマスター・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ</b> マスタ・シリンダの液漏れ <input type="checkbox"/> ホイール・シリンダの

依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
住所	点検(整備)時の総走行距離 km

車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目
OBDの診断の結果 <b>注</b> 日常点検 ブレーキ液の量 <input type="checkbox"/> バッテリー液の量 <input type="checkbox"/> 冷却水の量 <input type="checkbox"/> エンジン・オイルの量 <input type="checkbox"/> エンジンのかかり具合、異音 <input type="checkbox"/> 低速、加速の状態 <input type="checkbox"/> ヘッドランプ・フォグランプ・ワイ	注 ①エーミング 交換部品等 エンジン・オイル



寺・別表第6

○ 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合

※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

○ 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

- ① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

### 1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検良好 <input checked="" type="checkbox"/>		交換 <input checked="" type="checkbox"/>	調整 <input checked="" type="checkbox"/>	A	清掃 <input checked="" type="checkbox"/>	C	省略 <input checked="" type="checkbox"/>	P
特定整備 <input checked="" type="checkbox"/>		修理 <input checked="" type="checkbox"/>	締付 <input checked="" type="checkbox"/>	T	給油(米) <input checked="" type="checkbox"/>	L	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	/

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

天候及びエーミング 作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載

エンジン・ルーム点検	足廻り点検	車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目
<b>■パワー・ステアリング</b> ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/> 	<b>■ディスク・ブレーキ</b> ☆ディスクとパッドとのすき間 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキ・パッドの摩耗 <input type="checkbox"/> 	OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> <b>注</b> 日常点検 ブレーキ液の量 <input type="checkbox"/> バッテリー液の量 <input type="checkbox"/> 冷却水の量 <input type="checkbox"/>	注 ⊕ エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)

不使用 別表

- ② 離れた作業場 (〇〇板金工場) でバンパ交換を行った場合

### 1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検良好 <input checked="" type="checkbox"/>		交換 <input checked="" type="checkbox"/>	調整 <input checked="" type="checkbox"/>	A	清掃 <input checked="" type="checkbox"/>	C	省略 <input checked="" type="checkbox"/>	P
特定整備 <input checked="" type="checkbox"/>		修理 <input checked="" type="checkbox"/>	締付 <input checked="" type="checkbox"/>	T	給油(米) <input checked="" type="checkbox"/>	L	該当なし <input checked="" type="checkbox"/>	/

依頼者(使用者)の氏名又は名称

住所

自動車登録番号又は車両番号又は車台番号

点検(整備)時の総走行距離  km

エンジン・ルーム点検	足廻り点検	車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目
<b>■パワー・ステアリング</b> ベルトの緩み、損傷 <input type="checkbox"/> 	<b>■ディスク・ブレーキ</b> ☆ディスクとパッドとのすき間 <input type="checkbox"/> ☆ブレーキ・パッドの摩耗 <input type="checkbox"/> 	OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> <b>注</b> 日常点検 ブレーキ液の量 <input type="checkbox"/> バッテリー液の量 <input type="checkbox"/>	注 ⊗ バンパ(〇〇板金工場)

自家用乗 別表



令和5年6月5日  
自動車局車両基準・国際課  
審査・リコール課

## こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

こどもは身長が低いことから、特に車両の直前やその近辺ではドライバーから見えずらく見落とされるリスクが高まります。このような見落としによる事故を防止するための国際的な安全基準が、我が国の主導のもと成立しましたので、この国際基準を国内に導入することとしました。

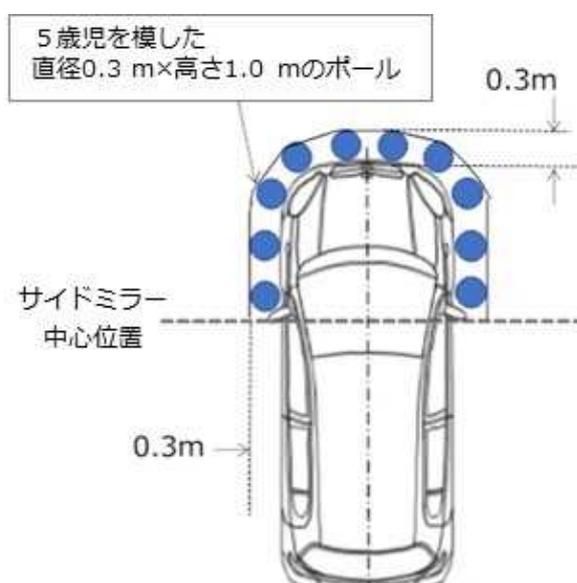
国土交通省では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「直前直左右確認装置に係る協定規則（第166号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第167号）」の制定が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、策定された新国連基準を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該直前直左右確認装置に係る新国連基準は、日本の国内基準をベースとし、我が国の交通安全環境研究所（松井靖浩首席研究員）が基準策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本がその策定を主導し合意に至ったものです。

### 1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、運転者席から死角となる車両の直前及び側面にいるこどもなどの歩行者を確認できるように、鏡やカメラモニタ等の視認装置（既存国内基準適合装置でも可）又はソナー等の検知装置を備えなければならないこととします。

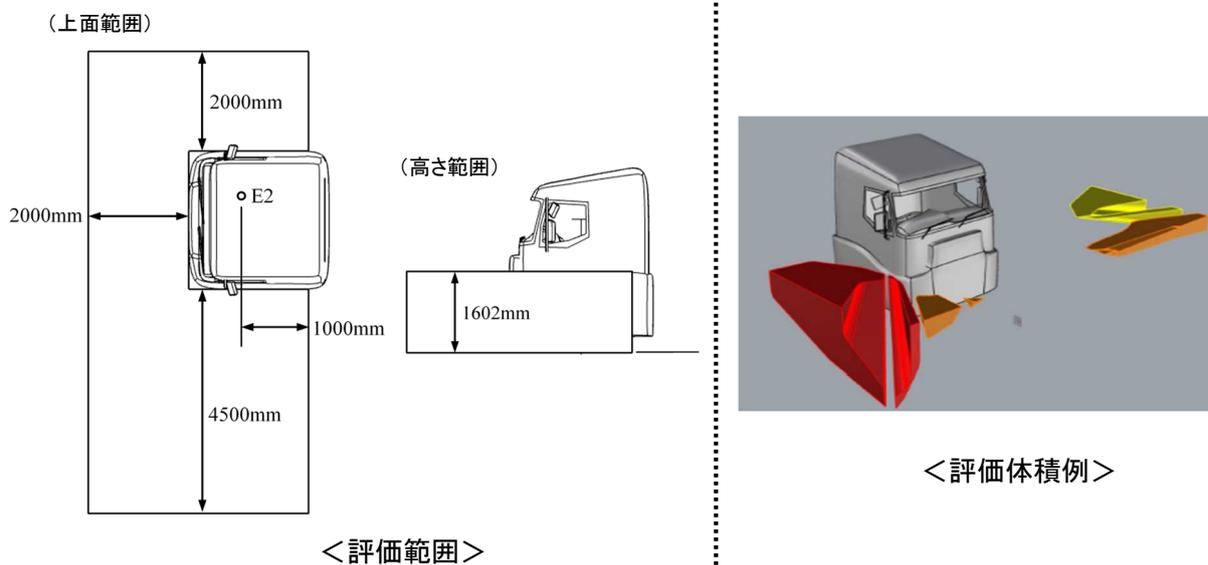


運転者席から直接視によりポールが確認できない範囲について、

- ・鏡またはカメラモニタによる視認装置
- ・ソナー等による検知システム

いずれか又はそれらの組み合わせにより確認ができること。

(2) バスやトラックの大型車の運転視界について、運転者席から『直接』視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、運転者席を設計しなければならないこととします。



	最小体積 (m <sup>3</sup> )		
	カテゴリ 1※	カテゴリ 2※	カテゴリ 3※
運転者席側体積	3.4	—	—
前方体積	1.8	1.0	1.0
助手席側体積	2.8	—	—
総体積	11.2	8.0	7.0

※ 車両カテゴリが区分され、市街地走行が想定される構造の車両であるほど規制値が厳しい

<規定値>

## 2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）6月5日

施行：令和5年（2023年）6月5日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図りながらその安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について採用を進めているところである。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 188 回会合において、「直前直左右確認装置※に係る協定規則（第 166 号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第 167 号）」が新たに採択されたほか、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「車両火災の防止に係る協定規則（第 34 号）」、「歩行者保護に係る協定規則（第 127 号）」等の改訂が採択された。

※自動車の発進時に歩行者等と接触する事故を防止するために、車両に近接する前方及び側方を確認する装置

これを受け、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から死角となる車両の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるように、協定規則第 166 号に適合する視認装置又は検知装置を備えなければならないこととする（所定の障害物を直接視認により確認できる場合を除く）。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から直接視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、協定規則第 167 号に適合する運転者席を備えなければならないこととする。

### (2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、直前直左右確認装置、大型車の運転者席等を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 166 号に基づき認定された直前直左右確認装置、協定規則第 167 号に基づき認定された大型車の運転者席等を追加する。

③ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 34 号第 3 改訂版	⇒	第 34 号第 4 改訂版
第 127 号第 3 改訂版	⇒	第 127 号第 4 改訂版

**(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正**

協定規則第 0 号の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号に第 0 号第 5 改訂版を加えるほか、所要の改正を行う。

**(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正**

直前直左右確認装置、大型車の運転者席等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

**(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正**

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① (1)①の新基準について、当分の間、既存の国内基準に適合する視認装置を備えていればよいこととする。
- ② (1)②の新基準について、令和 8 年 1 月から適用開始とする。

**【適用時期】**

新 型 車：令和 8 年 1 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 1 月 1 日

**(6) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

**3. スケジュール**

公 布：令和 5 年 6 月 5 日

施 行：以下の通り

下記以外に係るもの	令和 5 年 6 月 5 日
指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 6 月 8 日
(1)②及び(5)②に係るもの、並びに(2)①②及び(4)の一部に係るもの	
指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等又は使用の過程にある自動車について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 9 月 1 日

## 二輪自動車の後面衝突警告表示灯等の国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後続車に衝突の危険を知らせる機能として、これまで四輪自動車に導入されている「後面衝突警告表示灯」について、我が国も参加する国連WP29での議論を経て、新たに二輪自動車等においても備付けを可能とする国連基準の改正が成立したところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「二輪自動車等の灯火器の取り付けに関する国連協定規則（第53号）」の補足改訂等が採択され、新たに二輪自動車等においても後面衝突警告表示灯の備付けが可能となったことから、我が国においても、改正された国連協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の改正等を行います。

### 1. 主な改正の概要

- (1) 後面衝突警告表示灯（衝突するおそれがあることを、後続車両に知らせるために使用される灯火）について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

#### 【要件概要】

$V_r$ (km/h)	作動条件
$V_r > 30\text{km/h}$	$TTC \leq 1.4$
$V_r \leq 30\text{km/h}$	$TTC \leq 1.4 \times V_r / 30$

$V_r$  (相対速度) : 後面衝突警告表示灯を装着した車両と、同一レーン上の後続車両との速度の差

TTC (衝突までの時間 (s)) : 相対速度が一定であると仮定した際の後面衝突警告表示灯を装着した車両と後続車両が衝突するまでの予想時間

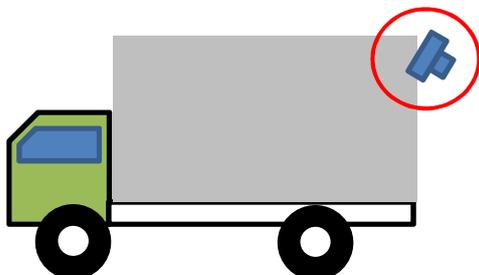
#### 【作動のイメージ図】



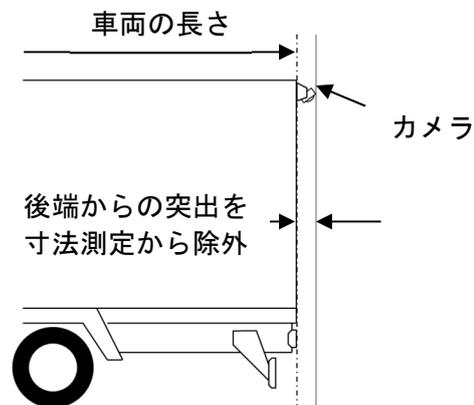
- (2) バックカメラシステムについて、認証の選択肢を拡げ、検査における手続きを簡素化し、安全なバックカメラシステムの普及をより一層図るため、国連協定規則（第158号）と調和さ

せつつカメラ及びモニターの取付範囲の指定等を規定し、装置単位での認証を可能とする。併せて、車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。(別紙参照)

【車両に装着されるカメラ】



【車両後面で突出するカメラの場合】



## 2. 公布・施行

公布 : 令和5年(2023年)9月22日

施行 : 令和5年(2023年)9月24日(1.(2)の装置認証については公布の日)

### 問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課 : 山村、佐藤

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)

審査・リコール課 : 福藺、高嶋

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)

# 道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第189回会合において、「二輪自動車等の灯火器の取付けに関する協定規則（第53号）」等の補足改訂等が採択された。

また、後退時車両直後確認装置について、当該装置の一つの後方視界看視装置（車両後方を撮影するカメラ及び当該カメラが撮影した映像を映すモニターからなる装置。いわゆるバックカメラシステム。以下同じ。）の選択肢を拡げるため、これまでの車両単位での認証から装置単位での認証（装置型式指定）を可能とする措置等の必要が生じている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突警告表示灯について、二輪自動車及び二輪の一般原動機付自転車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。

【要件概要】（本紙参照）、【適用日】令和5年9月24日

- ② タイヤについて、新たに導入された摩耗状態のウェットグリップの規制値並びに強化された転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値に適合しなければならないこととする。

【要件概要】

小型商用車用ノーマルタイヤ(主に非駆動軸へ装着するために設計されたタイヤ)の場合

	現行規制値	新規規制値
摩耗状態のウェットグリップ指数*	規制なし	≥0.82
ウェットグリップ指数*	≥0.95	≥1.1
転がり抵抗係数**	≤9.0	≤8.5

\* ウェットグリップ指数: 試験用規格タイヤ比のウェットグリップ性能

\*\* 転がり抵抗係数: 転がり抵抗値(N) / 試験荷重(kN)

試験法例： ウェットグリップのトレーラー法



専用のタイヤ試験車に試験タイヤを装着し、制動力を加えた際の最大制動力係数  $\mu$  (=摩擦特性) を測定。

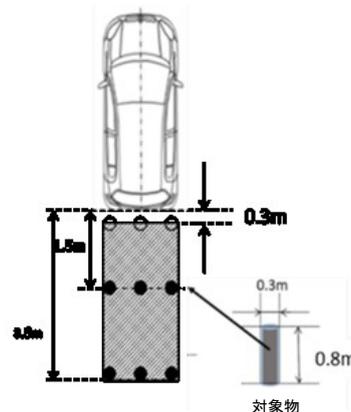
【適用日】

- ・ 乗用車用等のタイヤ  
新 型 車：令和 8 年 7 月 7 日  
継続生産車：令和 9 年 7 月 7 日
- ・ 商用車用等のタイヤ  
新 型 車：令和 10 年 9 月 1 日  
継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

- ③ 後方視界看視装置（バックカメラシステム）について、装置単位での認証を可能とする技術基準を設ける。

【要件概要】

- ・ 右図（協定規則第 158 号と調和）の車両直後の範囲が確認可能であること
- ・ 当該要件等を満たすカメラ及び一定の視界要件を満たすモニターの車両への設置範囲を指定すること
- ・ 当該設置範囲内で車両に取り付けられていること



【適用日】

令和 5 年 9 月 22 日

- ④ 車両後面に設置するカメラ等について、安全上支障が無く車体から突出するものについては車両寸法に含めないこととする。

【要件概要】

- ・ 取り外した状態で寸法を計測する装置の対象について、車両後面に設置するカメラ等を含め「周辺監視装置」として追加
- ・ 安全上支障が無いよう、高さ 2m 以下に取り付けた場合には装置外部表面に曲率半径 2.5mm 未満の突起を有さないこと

【適用日】

令和 5 年 10 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置の後方視界看視装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を改める。

**(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正**

転がり抵抗及び新品時のウェットグリップの規制値が強化された改正に伴う、商用車用タイヤの過渡規定を設けるほか、所要の改正を行う。

**(4) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

**3. スケジュール**

公 布：令和5年9月22日

施 行：令和5年9月24日（2. (1)③及び(2)①は公布の日）

令和5年9月29日  
自動車局整備課

## 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

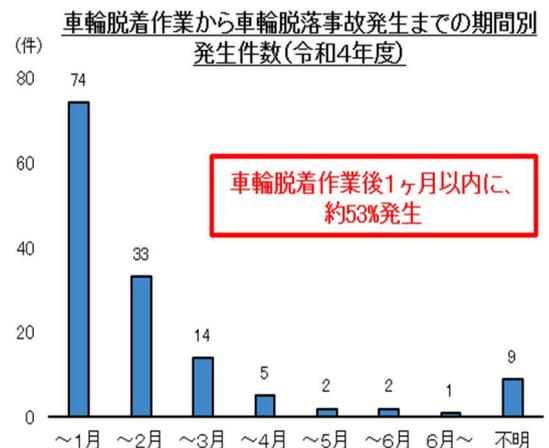
大型車の車輪脱落事故の発生件数は、近年増加傾向にあり、国土交通省においては、令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめを策定したところです。

本中間とりまとめにおいては、タイヤ脱着作業時のワッシャー付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、ホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等が、事故の主な原因として報告されています。

こうした状況を踏まえ、10月から来年2月にかけて、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

## 【主な取組】

- 大型車の使用者、運転者及び整備作業員等に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図る。
- 例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたことから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。



また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入することとします。

- 車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

## &lt;添付資料&gt;

- 別紙1：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発ポスター及びチラシ
- 別紙2：令和4年度大型車の車輪脱落事故発生状況

## &lt;問い合わせ先&gt;

自動車局整備課 杉本、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42412）

直通：03-5253-8599



皆さん、ご存知でしたか？

大型車の車輪脱落事故の多くが、冬場、安全に走るためのタイヤ交換後に発生しているということ。

タイヤ交換時には、部品の錆や汚れをきちんと点検し、増し締めをしっかりと行うなど、適切に取り付けてください。

確実な点検・整備で、防げる事故があります。

「昨日も大丈夫だったから今日も大丈夫。」

その軽い気持ちで命を奪う

防ごう！大型車の車輪脱落事故 点検しよう！出発前の車両の安全

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

防

大型車の

車輪脱落事故

危ない!



おと

### おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

### トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

### 動画をチェック!

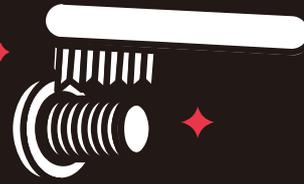
正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケーターの使用方法をご案内しています。



さ

### さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



な

### ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。



い

### いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見手で触って点検します。

「おとさ・ない」  
を徹底しよう!



Mr. 整備くん



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、  
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

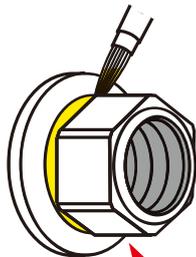
**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、  
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの 潤滑について

**ISO方式**

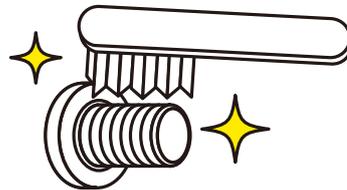
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



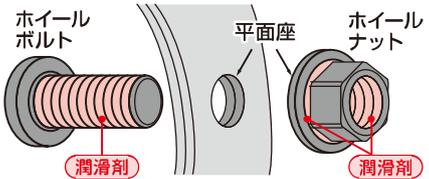
ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



## ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

### ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		





令和5年12月19日  
物流・自動車局  
技術・環境政策課

## 保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！

～インターネットにおいて販売されている車両に気を付けましょう～

国土交通省では、安全な特定小型原動機付自転車（電動キックボード<sup>※1</sup>等）の普及を図るため、保安基準適合性を確認する制度を令和4年12月に創設し、加えて、今般、インターネットにおいて販売されている車両を中心に保安基準適合性の調査を実施したところ、保安基準に適合しない車両が複数確認されました。

インターネットで購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

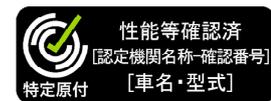
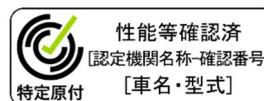
※1 電動キックボードには特定小型原動機付自転車のほか、一般原動機付自転車に該当するものがあります。

### 1. 性能等確認制度について

国土交通省では、特定小型原動機付自転車（特定原付）の保安基準適合性を確認する「性能等確認制度」を令和4年12月に創設しました。保安基準への適合が確認された特定原付の型式は国土交通省ホームページにおいて公表するとともに、車体に「性能等確認済」を示すシール<sup>※2</sup>が貼付されています。

なお、10月末現在、22車種の性能等確認がなされております。

※2 シールの様式



### 2. 市場調査（サーベイランス）について

インターネットを中心に流通する特定原付の保安基準適合性の市場調査において、流通している81車種のうち、特に保安基準に適合しないおそれがある10車種（10台）に対し調査を実施した結果、6台の不適合が確認されました。

これら6車種のうち、3車種は既に保安基準適合に向けて自主的に対応しており、残りの3車種については、当該車両の製造・販売事業者に対して以下の指導をしております。

- 車両を改良し、性能等確認を受けること
- 既に販売した車両について、不適合箇所を改修する措置を講じること
- 「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を遵守すること

さらにオンラインマーケットプレイスでは保安基準不適合車両を削除済みであり、また、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き、調査未実施となっている49車種についても性能等確認や市場調査を行ってまいります。

### 3. 特定原付を購入・使用される皆様へ

インターネットで特定原付を購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。商品説明欄に「公道走行不可」等の記載がなされているものがありますので、よくお確かめください。不適合品の販売情報については、情報提供窓口に通報ください。

保安基準適合性が確認された特定原付の車種一覧、市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

■特定小型原動機付自転車について：[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html)

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 久手、島

電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8590（直通）

注)不適合が確認された6車種については、試験車両における主な不適合箇所を記載。

## オールジャパン企画(Yoi-S1)



・前方の左右方向指示器の最内縁の間隔が基準値（24cm以上）を下回る。

・後輪ブレーキの制動距離が基準値（11.5m）を超過している。

## Smacircle(S1M)



・前方の方向指示器が前方30mから視認できない。

・前方の方向指示器が、昼間、指示する方向の100m先から点灯を確認できない。

・駐車制動装置が装備されていない。

・車体の安定性不良。

## MOBI-BIKE(EXCEED TKG Ver)



・ミラーを含めると幅が60cmを超え、特定小型原付に該当せず、一般原付となる。

・方向指示器の左右の間隔が基準値（前方は最内縁が24cm以上、後方は照明部の中心間隔が15cm以上）を下回る。

・前照灯の取付け位置が基準値（照明部の下縁が地上50cm以上、上縁の高さが地上130cm以下）を下回る。

FUGU(MF-EKRA01S-BK)※1



- ・灯火器類(最高速度表示灯、方向指示器、制動灯)が装備されていない。

※1 一般原動機付自転車として販売していたが、改正道路交通法施行後(令和5年7月以降)、特定小型原動機付自転車に該当

RICH BIT(ES1-Pro)



- ・方向指示器の点滅回数が基準値(60~120回/分)以内でない。

- ・制動灯(尾灯兼用)の明るさが基準値(尾灯の5倍)を下回る。

COSWHEEL(MIRAI T-Lite)



○以下は調査の結果、保安基準に適合していたもの

BIRD(BirdTwo)①※2



BIRD(BirdTwo)②※2



LUUP(KK-254BJ-WT-4)※3



LUUP(KK-254BJ-WT)※3



※2 灯火器(方向指示器)が異なる別車種。

※3 スタンド等が異なる別車種。

国土交通省で確認できた  
電動キックボード等  
**81車種**

性能等確認済  
**22車種**  
※令和5年10月末現在

市場調査（サーベイランス）対象  
**59車種**

不具合情報ホットラインなどの情報提供  
をもとに、特に保安基準不適合のおそれ  
がある10車種を選定。（残り49車種につ  
いても年度内に確認予定）

現車確認試験を実施したもの  
**10車種（10台）**

保安基準不適合が確認されたもの  
**6車種（6台）**

【基準不適合の内容】  
①灯火器類の光量不足等：4台  
②走行安定性不良：1台  
③制動力不足：1台  
※赤字は重大と考えられる不適合

◆国土交通省の取組に関するプレス発表  
◆基準不適合6車種について  
・基準不適合情報をホームページへ掲載

【基準不適合となった6車種について】  
◆3車種は既に自主的に対応 ※全て不適合内容①  
1車種：車両を改良し、市場措置実施済。  
2車種：車両を改良し、性能等確認申請済。  
市場措置検討中。  
◆残りの3車種への対応 ※不適合内容①②③各1車種  
・車両の改良等を指導。  
・オンラインマーケットプレイスへ削除を依頼し、  
削除済み。  
・さらに関係省庁に情報共有し、取締り、  
措置命令等に活用。

令和5年12月26日  
物流・自動車局  
自動車整備課

## 車に関わる全ての皆様へお願いします

国土交通省から車に関わる全ての皆様へお願いします。  
周りの、そして自分の人生を一変させてしまう前に、もう一度、ご自身の車のタイヤ点検をしてみませんか？

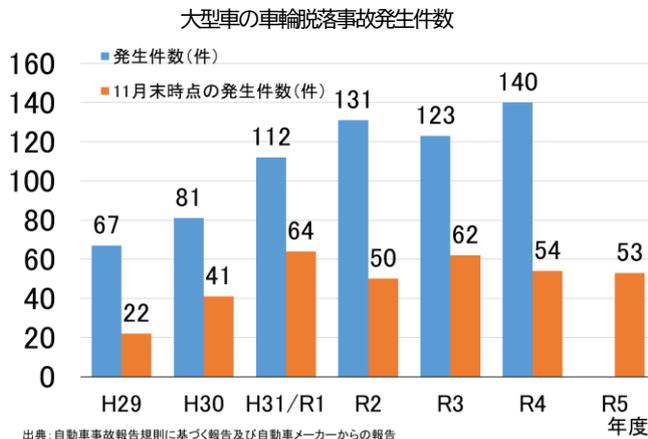
近年、大型車のタイヤ脱落事故は増加傾向にあり、これまで国土交通省においてはタイヤ脱落事故防止に関する取組みを進めてまいりました。しかし、令和5年度の事故件数は11月末時点でほぼ昨年度と同じ件数となっており、冬季を迎え、大型車に限らず自家用車のタイヤ脱落による重大事故も発生しています。

そのような状況を踏まえ、国土交通省では、国民の皆様へタイヤ脱落事故の危険性を認識していただくため、再度啓発いたします。

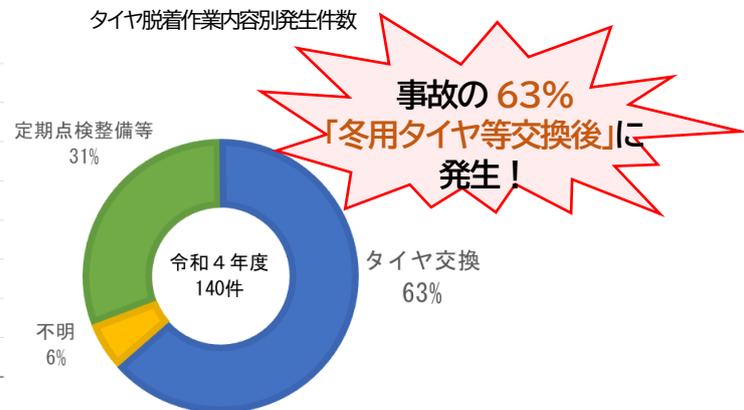
事故後に後悔しないためにも、適切な脱着作業や増し締めを実施してください。

タイヤ脱着後や運転前にもう一度、タイヤの確認作業をしてみませんか？

### 【大型車のタイヤ脱落事故の状況】



※令和5年度については速報値



出典：令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会資料」

**重大事故は、あなたの“タイヤ脱着作業後・運転前のチェック”で防げる可能性があります！**

#### 【添付資料】

タイヤ脱落事故防止啓発チラシ

#### 【大型車タイヤ脱着作業のポイント】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/#4point>



#### 〈問い合わせ先〉

物流・自動車局 自動車整備課 杉本、森山、坂本、本田

代表：03-5253-8111（内線：42412, 42413） 直通：03-5253-8599

# なんでやらなかったんだ！

「まさか私が加害者に・・・」

「あのときしっかり見ていれば・・・」

事故後に後悔しても過去には戻れません。

国土交通省から車に関わる全ての皆様へお願いです。

タイヤ脱落事故は非常に危険です。周りの、そして自分の人生を一変させてしまう  
その前に、皆様の車のタイヤ、もう一度みてみませんか？



令和 6 年 1 月 5 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

## 自動車からの排出ガスをさらにクリーンにします！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

ディーゼル乗用車等の排出ガスは、実際に道路を走行する際の排出量を計測して規制（以下「路上排出ガス試験」という。）していますが、今般、国土交通省では、この規制値を大幅に強化するなど、自動車からの排出ガスをさらにクリーン化することに取り組みます。

併せて、物流事業者による多様な車両運行データの取得・活用を通じて、物流ネットワークの「見える化」を促進し、物流の効率化等をさらに進めるため、運行記録計の技術基準を見直します。

### 1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

- (1) ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の自動車）の型式認証における路上排出ガス試験法として、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）で成立した「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（規則第 168 号）」を導入します。これに伴い、路上排出ガス試験における窒素酸化物（NOx）の規制値を、試験室内での台上排出ガス試験の規制値の 1.1 倍以内とする強化（従前は 2.0 倍以内）を行います。
- (2) ガソリン・LPG 特殊自動車（ガソリン又は液化石油ガス（LPG）を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの）の排出ガス規制値を強化するとともに、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付けます。
- (3) 運行記録計について、装置のデジタル化等を踏まえ、多様な運行記録の方法を認めるため、速度の情報の取得方法や記録方法などの技術基準を見直します。
- (4) チャイルドシートについて、難燃性要件や幼児の接触できる箇所の材料の安全性要件等を改正します。

### 2. 公布・施行

公布：令和 6 年（2024 年）1 月 5 日

施行：公布の日（1. (1)については 3 月 26 日）

#### 問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山田、志村（1.(1)(2)関係）

山村、藤澤（1.(3)(4)関係）

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

物流・自動車局 審査・リコール課：福園、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

# 装置型式指定規則等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 190 回会合において、「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（第 168 号）」が新たに採択されたほか、「大型車の制動装置に係る協定規則（第 13 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」等の改訂が採択されました。併せて、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」については、電気自動車等の普及に伴い、同規則に基づく自動車の電費性能等に関する認定の活用機会が増えてきたことから、相互承認の対象となる装置を整理することが必要となりました。

また、令和 2 年 8 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申）において、ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるもの（以下「ガソリン・LPG 特殊自動車」という。）について、排出ガス規制値を強化するとともに、排出ガス試験サイクルに過渡サイクル等を導入すること及びブローバイ・ガスの大気開放を禁止することが適当であるとされ、令和 6 年末までに措置することとされています。

さらに、車載装置等のデジタル化の状況を踏まえ、運行記録計について、走行速度や走行距離といった情報の取得に用いることができる信号の種類を拡大とともに、車載装置にシステムとして取り込まれており独立した筐体を持たないものを想定した技術基準とすることを検討してきました。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

## 2. 改正の概要

### (1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、自動車の電費性能等に関するもの（「自動車駆動用電力消費装置」等）を追加します。
- ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 168 号に基づく認定に対応するものとして「ディフィートストラテジー防止装置（路上走行時に排出ガス等の発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。以下同じ。）」を追加します。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 154 号に基づき認定された「自動車駆動用電力消費装置」等を追加します。
- ④ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 168 号に基づき認定された「ディフイートストラテジー防止装置」を追加します。
- ⑤ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第 13 号第 12 改訂版	⇒	第 13 号第 13 改訂版
第 78 号第 5 改訂版	⇒	第 78 号第 6 改訂版

- ⑥ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を定める様式に、型式指定を受けた「ディフイートストラテジー防止装置」に付すことができる特別な表示を追加します。

## (2) 共通構造部型式指定規則の一部改正

法第 75 条の 2 第 7 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定共通構造部を構成する特定装置に、2. (1)①の改正内容を追加するほか、所要の改正を行います。

## (3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、二輪自動車等の制動装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改めるほか、所要の改正を行います。

## (4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① ディーゼル乗用車等（軽油を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の自動車）の型式認証における路上排出ガス（RDE<sup>\*1</sup>）試験法として、協定規則第 168 号を導入します。これに伴い、路上排出ガス試験により排出される窒素酸化物（NOx）の規制値を、台上排出ガス試験の規制値とほぼ同等（台上排出ガス試験の規制値の 1.1 倍<sup>\*1</sup>）まで大幅に強化します。

<sup>\*1</sup> 車載型排出ガス測定装置（PEMS）の計測誤差分（10%）を考慮した値。  
従前は台上排出ガス試験の規制値の 2 倍まで許容。

### 【適用日】

新 型 車：令和 10 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 10 月 1 日

- ② ガソリン・LPG 特殊自動車の排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC：Large Spark Ignition engines Non-Road Transient Cycle）及び定常試験サイクル（7M-RMC：7 Mode Ramped Modal Cycle）を追加するとともに、排出ガス規制値を下表のとおり強化します。

自動車の種別	試験サイクル	排出ガス規制値（平均値（上限値））[g/kWh]		
		一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)
ガソリン・LPG 特殊自動車	LSI-NRTC	15.0	0.60	0.30
	7M-RMC <sup>*2</sup>	(20.0)	(0.80)	(0.40)

<sup>\*2</sup> 従前の 7 モード法も選択可能

### 【適用日】

新 型 車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 9 年 10 月 1 日

- ③ ガソリン・LPG 特殊自動車について、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けを義務付けます。

【適用日】

新 型 車：令和6年10月1日 継続生産車：令和9年10月1日

- ④ 運行記録計について、デジタル式運行記録計が走行速度や走行距離といった情報を取得する際に、車速パルス以外の信号を用いる場合の要件を規定するとともに、車載装置にシステムとして取り込まれている運行記録計も想定した新たな技術基準を設けます。

	従前	改正後	備考
速度データの取得方法	車速パルス	FMS コネクタ*3 等も可	車両側が持つデジタルデータを活用し記録
機器の筐体	筐体を前提	ECU*4 等に組み込まれたものも想定	
車内記録（1年分）	必須	クラウドがあれば不要	通信不成立に備え24時間分の車内記録は必要
データ出力端子	必須	Wi-Fi 等があれば不要	

\*3 車両運行管理に用いるデータの標準仕様に基づく出力端子（FMS: Fleet Management System）

\*4 Electronic Control Unit 電子回路を用いて制御する装置

【適用日】

令和6年1月5日

- ⑤ 年少者用補助乗車装置（いわゆるチャイルドシート）について、引火性（火炎伝播速度）を一定値以下とする難燃性要件を更新及び幼児の接触できる箇所に使用する材料の毒性要件を更新するとともに、衝突時の評価に使用するダミーに適した評価値へ変更します。

【適用日】

令和6年1月5日

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行います。

**3. スケジュール**

公 布：令和6年1月5日

施 行：公布の日

ただし、ディフューズストラテジー防止装置に係る部分【2. (1)②、④及び⑥、(4)①並びに(5)の一部】は令和6年3月26日施行とします。

## 幼児用バスにもシートベルトの装備が進みます！

～幼児に適したシートベルトのガイドラインをとりまとめました～

幼児用バスのシートベルトについては、交通事故件数が比較的少ないことや、幼児のシートベルトの脱着に時間がかかることなどから、その開発・実用化が進んでいない状況です。このため、国土交通省では有識者会議の議論を踏まえ、幼児用座席に適したシートベルトの要件をまとめたガイドラインを策定しました。これにより各自動車メーカー等による幼児用のシートベルトの開発・実用化が進められ、安全性がさらに向上することが期待されます。

### 1. 概要

- (1) 幼児用バスについては、2013年（平成25年）3月に「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」をとりまとめ、座席後面への緩衝材の追加及び座席高さの変更が促進されてきました。この2013年のガイドラインにおいて、シートベルトについては、「幼児用座席に適した座席ベルトを開発し、適切な幼児用座席ベルトの装備を望む使用者が、新車購入時に選択できるようになることを目指す」とこととされていました。
- (2) 昨日開催されました車両安全対策検討会（座長：稲垣敏之 筑波大学学長特別補佐・特命教授）において、これまで議論されてきた「幼児専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン」がまとめられました。
- (3) 今後、国土交通省では同ガイドラインに基づき、自動車メーカー及び自動車部品メーカーに、幼児専用車の幼児用座席に適したシートベルトをできるだけ速やかに（2026年度（令和8年度）中を目途に）市場投入するよう要請することとしています。
- (4) これらを通じて、今後、幼児用バスにもシートベルトの装備が進み、更なる安全性向上が期待されます。

### 2. ガイドライン

（主な要件）※別紙1参照

- ・扱いやすい2点式の巻取り装置付
- ・一般的なシートベルトより小さいサイズと操作力
- ・取付部の強度は一般的なシートベルトと同様
- ・シートバックの対策も合わせて運用

（詳細）

別紙2：幼児用専用車の幼児用座席に適した座席ベルトに関するガイドライン（本文）



<幼児専用車>



<幼児用シートベルトを装着する効果>

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持） 右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、森

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

経緯

これまでの取組：シートバック（座席背もたれ部）後面への緩衝材の追加、シートバックの高さ変更  
残された課題：幼児に適したシートベルトの開発・実用化



＜幼児専用車＞

＜幼児に適したシートベルトの課題＞

□ 不適切使用防止（肩ベルト・長さ調整）



＜不適切使用例＞

□ 幼児による操作性（自身での脱着）

□ 衝突時/横転時の安全性確保

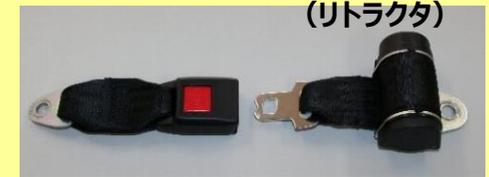


＜幼児用シートベルトを装着する効果＞

※左：シートベルト有り（90°でも乗員保持） 右：シートベルト無し（20°で乗員転落）

＜対応（ガイドラインが示す主要要件）＞

✓ 扱いやすい**2点式**の巻取り装置付



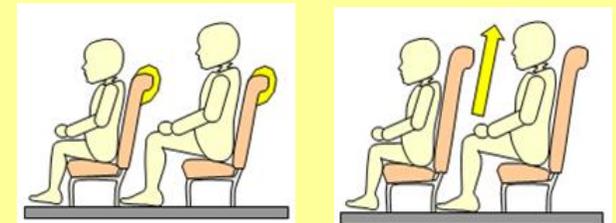
巻取り装置  
(リトラクタ)

＜ガイドラインで示す幼児用シートベルトの例＞

✓ 一般的なシートベルトより**小さいサイズと操作力**

✓ 取付部の**強度は一般的なシートベルトと同様**

✓ **シートバックの対策**も合わせて運用



＜シートバックの対策＞



令和6年3月29日  
物流・自動車局  
車両基準・国際課

## 能登半島地震等を踏まえた自動車の安全・環境基準の適用延期

能登半島地震により車両生産に関連する企業が被災したことなどから、車両生産の遅れが生じており、4月以降順次適用される新基準に適合させることが困難な状況となっているため、特例措置として新基準の適用を延期します。

### 1. 背景

自動車は、受注から納車まで一定期間を要することから、自動車メーカーは、生産に必要な期間を考慮しながら、自動車を受注しています。今般、能登半島地震により自動車の生産に関連する企業が被災したことなどから生産の遅れが生じており、4月以降順次適用されることとなっていた新基準の適用日までに、受注済みの自動車の生産が完了しない状況が生じていることから、特例措置として本年4月から順次適用される基準の適用日を延期することとします。

### 2. 改正概要

本年4月1日以降順次継続生産車に適用される以下等の基準について、適用日を本年11月1日に延期するよう「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示」の一部を改正します。

延期基準及び当初の適用日（主なもの）

延期基準（新基準の内容）	当初の適用日
空気入りゴムタイヤ（表示義務等）	令和6年4月1日
空気入りゴムタイヤの取付（規制対象拡大）	〃 4月1日
側方衝突警報装置（大型車等への装着義務化）	〃 5月1日
後退時車両直後確認装置（装着義務化）	〃 5月1日
側面衝突時の乗員保護（規制対象拡大）	〃 7月5日
後面衝突時の乗員保護（新規要件適用）	〃 9月1日
水素燃料電池自動車（識別表示義務化等）	〃 9月1日
実走行時での排ガス測定（排出量規制強化）	〃 10月1日

### 3. スケジュール

公布日 令和6年3月29日  
施行日 公布の日

（お問い合わせ先）

物流・自動車局 車両基準・国際課 山村 藤澤

電話：03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

## 大型車に事故時の車両情報の計測・記録装置が搭載されます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

大型車の事故時の車両情報を分析しより安全な車両の導入や安全装置の開発を促進するため、事故時のデータを記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えることとします。

### 1. 主な改正の概要（詳細は別紙1参照）

- (1) 大型車の事故時の車両情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える EDR<sup>※1</sup> について、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、その記録性能等の要件を定めた国連基準が成立しました。これを踏まえ、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）を対象として、令和 8 年 12 月以降の新型車より段階的に、EDR を備えることとします<sup>※2</sup>。

（EDR の作動イメージ）



※ 1 EDR は事故直前の加速度などの車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なります。

※ 2 乗用車等の小型車は、既に国連基準に適合した EDR を備えることとされています。

- (2) その他 WP.29 における国連基準の成立及び改正を踏まえ、以下の改正を行います。
- ① バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）のチャイルドシートを備える場合には、従来のチャイルドシートと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。
  - ② ヘッドレストを備える場合には、その座席位置にかかわらず、運転席に備えるものと同等の乗員保護性能を確保する構造にすること等の要件を満たさなければならないこととします。

### 2. 公布・施行

公布：令和6年（2024年）6月14日

施行：令和6年（2024年）6月15日（1. (1)及び(2)①については6月20日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：山村、稲吉

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める 告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全・環境基準について国際的な整合性を図り自動車の安全性・環境性を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 191 回会合において、「大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 169 号）」及び「バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則（第 170 号）」が新たに採択されたほか、「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第 17 号）」等の改訂が採択されました。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行います。

## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準の一部改正及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 事故時の車両に関する情報（加速度、ステアリング操作、衝突被害軽減ブレーキの作動状態等）を記録するために備える事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員 10 人以上の乗用車及び車両総重量 3.5 t を超える貨物車）においても、協定規則第 169 号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たす EDR を備えなければならないこととします。

【主な要件】

（別紙 2 参照）

【適用日】

新型車：令和 8 年 12 月 1 日 継続生産車：令和 11 年 12 月 1 日

- ② バス（乗車定員 10 人以上の乗用車）にビルトイン型（座席一体型）の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないこととします。

【主な要件】

・ラベル等により使用上の制限を表示すること

- ・バスの座席を前提として協定規則で定められた試験条件において、従来のチャイルドシート（ビルトイン型ではない取り外し可能なもの）と同等の乗員保護性能を確保すること

**【適用日】**

令和6年6月20日

（バスに備える座席一体型チャイルドシートの例）



※国連の専門家会議における海外メーカー発表資料より  
協定規則第170号への適合が確認されたものではない

- ③ 自動車の前向き座席に頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を備える場合には、その座席位置にかかわらず、協定規則第17号（シート及びシートアンカーに係る協定規則）に定める運転席等に備える頭部後傾抑止装置と同等の要件を満たさなければならないこととします。

**【主な要件】**

（運転席等に備えるヘッドレストに同じ）

**【適用日】**

令和8年9月1日

- ④ 協定規則の改訂に伴い、保安基準において引用する協定規則の番号を以下のとおり改めます。

第16号第8改訂版	⇒	第16号第9改訂版
第17号第10改訂版	⇒	第17号第11改訂版
第53号第3改訂版	⇒	第53号第4改訂版
第94号第4改訂版	⇒	第94号第5改訂版
第95号第5改訂版	⇒	第95号第6改訂版
第129号第3改訂版	⇒	第129号第4改訂版
第134号改訂版	⇒	第134号第2改訂版
第137号第2改訂版	⇒	第137号第3改訂版
第145号	⇒	第145号改訂版
第160号改訂版	⇒	第160号第2改訂版

**(2) 装置型式指定規則の一部改正**

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を上記の(1)④と同様に改めます。
- ② 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第169号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」（大型車用のもの。以下同じ。）及び協定規則第170号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」（バス用のもの。以下同じ。）を追加しま

す。

- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。
- ④ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付すことができる特定装置として、協定規則第 169 号に基づき認定された「事故情報計測・記録装置」及び協定規則第 170 号に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」を追加します。

### **(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正**

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 6 改訂版を加えるほか、所要の改正を行います。

### **(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正**

協定規則第 169 号の新規採択に伴い、「大型車用事故情報計測・記録装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行います。

### **(5) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する省令及び告示の規定について所要の改正を行います。

## **3. スケジュール**

公 布：令和 6 年 6 月 14 日

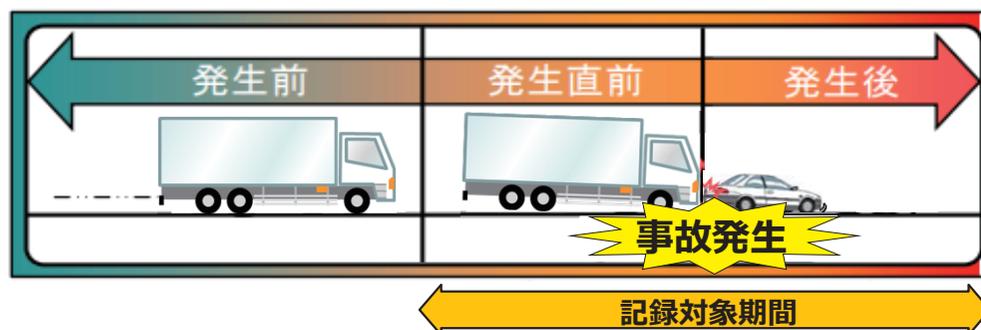
施 行：令和 6 年 6 月 15 日

ただし、2. (1)①及び②、(2)②、③及び④並びに(5)の一部は令和 6 年 6 月 20 日施行とします。

## 概要・基準改正経緯

- ✓ **EDR(イベント・データ・レコーダー)**とは、**事故時に車両の制御等に関する情報**（加速度、安全装置の作動状態等）**を記録する事故情報計測・記録装置**。
- ✓ **日本が**国連の専門家会議の共同議長を務めながら**議論を主導**。
- ✓ 令和5年11月に**国連協定新規則として合意**、**令和6年6月に発効**。

## 大型車EDRの作動イメージ



### 【作動のメカニズム】

- ① 事故発生前より加速度等の情報を記録
- ② 事故発生に伴う急減速や車両停止等を感じ
- ③ 事故発生直前～事故発生後の決められた時間（上図矢印の期間）の加速度等の情報をEDR内部に記録

### 【作動トリガー】

以下のいずれかの作動トリガーを感知した場合に事故時の車両の制御等に関する情報を記録

- ・ 急減速：一定レベル以上の急減速を検知
- ・ 車両停止：車両が完全に停止※1
- ・ 安全装置作動：エアバッグ、ABS（アンチロック・ブレーキシステム）、AEBS（衝突被害軽減ブレーキシステム）等の作動

※1 一定時間以上停止、エンジン停止等の条件を満たす場合に限る。

## 大型車EDR記録情報等の特徴

- 事故発生に伴う急減速や車両停止等を作動トリガーとして、以下の内容等を正確に記録※2。

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
① 加速度	-20～10
② 車両速度	-20～10
③ アクセル・ブレーキ・ステアリング操作	-20～10
④ シートベルト着用有無	-1.0
⑤ 衝突被害軽減ブレーキの作動状態	-20～10
⑥ 自動操舵機能の作動状態	-20～10

※2 事故直前の加速度など車両の挙動や装置の状態に関するデータ等を記録するものであり、車両周辺や車内の映像等を記録するドライブレコーダーとは異なる。

## 対象車種

バス、トラック等の大型車

令和6年6月25日  
物流・自動車局  
自動車整備課  
保障制度参事官室

## 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとしました。

### 1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検いただいておりますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

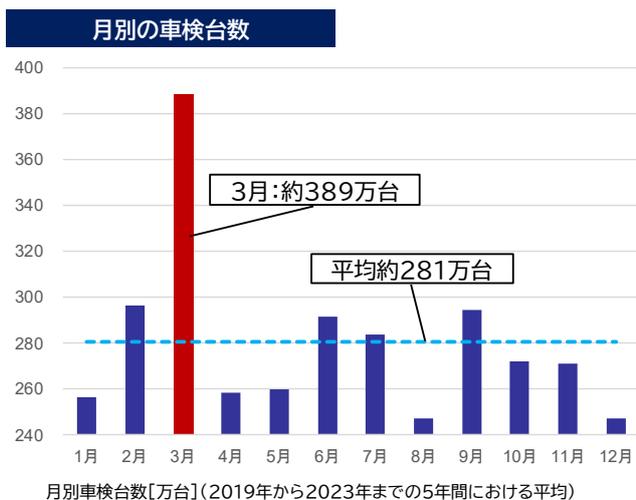
※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

### 2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠償保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。(いずれも令和7年4月1日施行)

### 3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

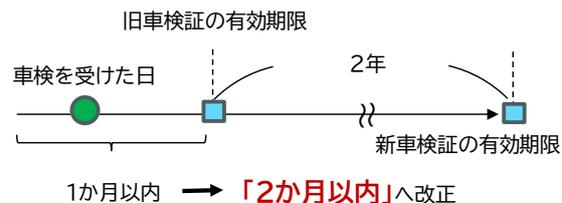
車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



#### 車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例  
車検証の有効期限前1か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】  
車検証の有効期限前2か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。



#### 【問合せ先】

物流・自動車局

自動車整備課	本田 (内線 42413)	(直通)	03-5253-8599	【車検関係 (全般)】
保障制度参事官室	上地 (内線 41443)	(直通)	03-5253-8582	【自賠償保険関係】

## 道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について

### 1. 背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第44条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定められているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第44条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

#### （2）自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第11条第4号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第7条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあつてはこれを全国一律に「二月」とする。

### 3. 今後のスケジュール

公 布：令和6年6月25日

施 行：令和7年4月1日



宮城 4	令和6年2月	保安基準適合証の交付停止 155日間 検査員警告 1名	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令の規定を遵守する体制でない。</li> <li>• 不正改造状態での車検手続き。(1台)</li> <li>• 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。(2台)</li> <li>• 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。(1台)</li> <li>• 故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(2台)</li> <li>• 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。</li> <li>• 指定整備記録簿を2年間保存していない。</li> </ul> <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。</li> <li>• 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。</li> <li>• 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。</li> </ul>
福島 5	令和6年2月	保安基準適合証の交付停止 110日間 自動車特定整備事業の停止 15日間	<p>【指定自動車整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令の規定を遵守する体制でない。</li> <li>• 点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。(10台)</li> <li>• 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。</li> </ul> <p>【自動車特定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り。</li> <li>• 特定整備記録簿の虚偽記載。</li> <li>• 整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備。</li> </ul>

## 令和5年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和6年3月末現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
岩手 1	令和5年12月	運輸支局長文書警告 自動車検査員文書警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。</li> <li>・法令の規定を遵守する体制でない。</li> </ul> <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した。</li> </ul>
岩手 2	令和6年3月	運輸支局長文書警告 自動車検査員文書警告	<p>【指定整備事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。</li> </ul> <p>【自動車検査員関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した。</li> </ul>

## 令和5年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和6年3月末現在)

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
福 島 1	令和6年2月	自動車特定整備事業の停止 15日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り</li> <li>• 整備主任者の分解整備等に関する統括不備</li> <li>• 整備主任者研修の未受講</li> <li>• 料金表を掲示せず又は内容が不適切</li> </ul>
青 森 2	令和6年2月	運輸局長文書警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り</li> <li>• 整備主任者の分解整備等に関する統括不備</li> </ul>

# 重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが  
未実施のお客様へ

令和6年5月より  
車検が通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種			令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月~	令和2年5月~	令和4年5月~	
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ、レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレール、フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46, 3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット、アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー、アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ビアノ	1車種	



ISUZU



JAGUAR



SUBARU



DAIHATSU

TOYOTA

LEXUS

NISSAN

BMW



HONDA



mitsubishi MOTORS



# そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対象になっていないか確認できるツールです。

※QRコードは（株）アンソーウェアの登録商標です。



このアプリは、App Storeのダウンロードが必要です。



このアプリは、Google Playのダウンロードが必要です。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

**リコール作業は車検とは別にお受けいただけます  
早急にご用命ください**

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

## ●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー（五十音順）	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	<a href="https://www.isuzu.co.jp/recall/input">https://www.isuzu.co.jp/recall/input</a>
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】	<a href="https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html">https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html</a>
	【ランドローバー】	<a href="https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html">https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html</a>
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-554-106	<a href="https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html">https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html</a>
株式会社SUBARU	0120-052-215	<a href="https://recall.subaru.co.jp/lqsb/">https://recall.subaru.co.jp/lqsb/</a>
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	<a href="https://www.gm-japan.co.jp/recalls/info">https://www.gm-japan.co.jp/recalls/info</a>
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	<a href="https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php">https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php</a>
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】	<a href="https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search">https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search</a>
	【LEXUS】	<a href="https://lexus.jp/recall/">https://lexus.jp/recall/</a>
日産自動車株式会社	0120-941-232	<a href="https://www.nissan.co.jp/RECALL/">https://www.nissan.co.jp/RECALL/</a>
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	<a href="https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html">https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html</a>
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】	<a href="https://www.volkswagen.co.jp/ja/afterservice/about-your-car/customer-information/recall.html">https://www.volkswagen.co.jp/ja/afterservice/about-your-car/customer-information/recall.html</a>
	【アウディ】	<a href="https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html">https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html</a>
本田技研工業株式会社	0120-112-010	<a href="https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp">https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp</a>
マツダ株式会社	0120-386-073	<a href="https://www2.mazda.co.jp/service/recall/">https://www2.mazda.co.jp/service/recall/</a>
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	<a href="https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=">https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=</a>
メルセデス・ベンツ日本合同会社	0120-086-880	<a href="http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html">http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html</a>

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル タカタ車検停止措置特設ホームページ

**0570-062-115**



<https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/recallinfo-003.html>

# 2023年1月4日より

# 車検証が電子化されます



## 電子車検証でここが変わる！



A6サイズで  
コンパクト



車検証情報は  
アプリで確認



記録等事務代行サービスで  
一部手続きが出頭不要

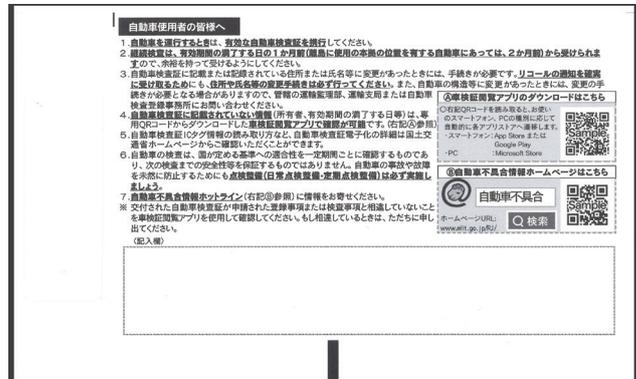


# 電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

## 車検証閲覧アプリ



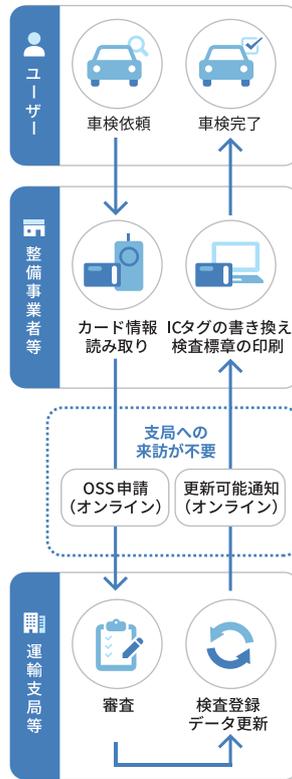
電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

### アプリのインストールはこちら

※アプリはWindowsPC用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。詳細は下記特設サイトよりご確認ください。



## 事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



## OBD 検査の開始に伴う指定整備記録簿の変更について（続報）

（一社）岩手県自動車整備振興会

令和 6 年 10 月から OBD 検査が開始されることに伴い、指定記録簿の「検査機器等による検査」の欄及び「目視等による検査」の欄が一部変更になっております。また、審査事務規程の一部改正も出ておりますので、記録簿の記載について再度ご案内します。

4	前	左	kg N		%	付 高 さ		1	速度計の誤差	排気騒音	装 置	① 走行装置		
	後	右	kg N	軸重	kg		左右差	kg	cm	+		km/h	聴感・テスト	② 操縦装置
	前	左	kg N	%	%		%	%	cm	cm		D	デシベル	③ 制動装置
	計		kg N	車両重量	%		%	%	cm	cm		OBD検査結果	C O	④ 燃費装置
	手動		kg N		%	%	cm	cm	良・否	H C	⑤ 燃料装置及び電気装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	4~2~特殊	⑥ 車枠及び車体			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑦ 連結装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑧ 乗車装置及び物品積載装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑨ 騒音防止装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑩ 目視等での異常防止装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑪ 灯火装置及び反射器			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑫ 警報装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑬ 指示装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑭ 視野を確保する装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑮ 走行距離計その他の計器			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑯ 防炎装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑰ 目視等以外の異常防止装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑱ 自動運行装置			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm	⑳ その他			
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				
			kg N		%	%	cm	cm	良・否	ppm				

制動装置の記載例

主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制 動 力				
前	前 軸	右	軸重	左右差
		2800 N		200 N
軸	後 軸	左	595 kg	0.34 N/kg
		3000 N		
後	前 軸	右	軸重	左右差
		N		N
軸	後 軸	左	kg	N/kg
		N		
後	前 軸	右	軸重	左右差
		N		N
軸	後 軸	左	N/kg	N/kg
		N		
計	手動	右	軸重	左右差
		1600 N		440 kg
手動	手動	左	7.04 N/kg	0.23 N/kg
		1500 N		
計		8900 N	車両重量	8.59 N/kg
手動		全車輪ロック 1900 N	1035 kg	1.83 N/kg

(注)ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。